

SPECIAL REPORT

中国経済動向 データ分析



TOPICS : 全国人民代表大会と中国の立法制度改革
CHINA TREND CHECK : 訪日中国人観光客の動向
中国ビジネス Q&A : 会社撤退時の人員整理に伴う労務問題



表紙写真：これからの中国経済成長のカギを握るのは消費である。三井不動産が中国の杉杉集団等との合弁により2011年にオープンした「杉井アウトレット広場・寧波」（浙江省寧波市）の経営は好調で、開店時間直後から大勢の買い物客で賑わいを見せていた。中国ではネット通販の伸長が著しいが、リアル店舗の発展にも期待がかかる。（撮影：今村健二）

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

本誌に記載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め執筆者個人に属し、日中経済協会の公式意見を示すものではありません。

1 巻頭言

日中関係の進展への期待

■古賀 信行 一般財団法人日中経済協会副会長、野村證券株式会社取締役会長

SPECIAL REPORT

中国経済動向 データ分析

2 中国のマクロ経済データの見方

■田中 修 日中産学官交流機構 特別研究員

6 中国の新たな人口問題と新しい人口政策

■尹 豪 福岡女子大学 国際文理学部国際教養学科 教授

11 中国の資源・エネルギーデータをどう読むか

■竹原 美佳 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 調査部 課長

■関本 真紀 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 調査部 課長

15 中国のデータから見る環境問題と対策

■大野木 昇司 日中環境協力支援センター有限公司 取締役

22 TOPICS

全国人民代表大会と中国の立法制度改革

■岡村 志嘉子 国立国会図書館 調査及び立法考査局海外立法情報調査室 主任調査員

26 CHINA TREND CHECK

訪日中国人観光客の動向

■小笠原 宅麻 日中経済協会 北京事務所札幌経済交流室 室長代理

30 中国ビジネス Q&A

会社撤退時の人員整理に伴う労務問題

■能瀬 徹 上海華鐘投資コンサルティング有限公司 常務副総経理

32 情報クリップ

正副会長・常任理事懇談会を開催 ほか

JCNDA NEWS

2016年2月の日中東北開発協会の活動から

日中関係の進展への期待



一般財団法人日中経済協会副会長
野村證券株式会社取締役会長

古賀 信行

野

村グループと中国の関係が本格化したのは、中国からの研修生の受け入れを開始した1980年に遡ります。これまで支援した研修生は1000人以上に上り、彼らが現在、中国の各政府機関や企業などで多岐にわたり活躍していることを嬉しく思っております。また、82年には北京に駐在員事務所を開設し、外資系証券会社として初めて中国進出を果たしました。同年、改革開放後の中国にとつて初めての外資導入となる中国国際信託投资公司(CITIC)の円建私募債(100億円)発行において主幹旋人を務め、中国の発展の一助となりました。

野村グループは「アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループ」として、長期的に高い経済成長が期待できるアジアをマザーマーケットと位置付け、ともに成長していきたいと考えております。その一環として2014年に上海自由貿易試験区内にて大手不動産・金融国有企業である上海陸家嘴(集団) 有限公司グループと合弁会社を設立するなどビジネス基盤の強化を図り、中国との関係を一段と深めております。

このように企業として中国と係わりとともに、個人としても重慶市長顧問会議のメンバーとして定期的に訪中する機会を頂戴し、中国の様々な変化を

強く実感しております。近年、中国では生産年齢人口が減少するとともに、農村部における余剰労働力が底を付くルイスの転換点が到来したと推察されます。したがって、安価な労働力と高い貯蓄率を背景とした資本投入量の拡大といった従来のような経済拡大が困難なものとなり、経済成長率は以前と比較して低下せざるを得ないと思われれます。こうした環境の下、中国では経済の量的拡大から質的向上を追求するようになり、生産性向上のためのイノベーションの重要性がますます高まっています。

生産年齢人口が減少する中でのイノベーションによる経済成長は、日本においても重要な課題であります。イノベーションは単に経済成長のみならず、産業の高度化や構造調整の原動力にもなります。昨年行われた日中経済協会合同訪中代表団と中国側の意見交換において、両国の持続的な成長のためにイノベーションに取り組む産業協力の意義が確認されたところであり、今後の協力関係の発展に期待しております。

こうした中、14年に実現した日中首脳会談以降、日中両国は様々な交流を重ねることで関係が着実に進展しており、大変喜ばしく思います。日本と中国が一層相互理解を深め、交流が更に活発化することを心より願っております。

SPECIAL REPORT

■中国経済動向データ分析

中国のマクロ経済
データの見方

田中 修 日中産学官交流機構 特別研究員

中国の経済指標については、しばしば信憑性が議論される。特に、2015年7・8月以降の株式市場・国際金融市場の混乱の中で、中国の成長率は実際よりもはるかに低いのではないかという議論が活発となり、「李克強指数」なる用語も飛び交った。しかし、中国の経済指標は、ある程度緻密さに欠けるとしても、経済構造の変化と、指標のクセ・動き・相互の関連に注意をよく払えば、中国経済の動向を判断する重要な手掛かりになる。

1. 2015年の四半期別
GDP成長率

15年のGDPは67兆6708億元であり、実質6・9%の成長となったが、これを四半期ごとにみると、GDP成長率は、14年10―12月期は7・2%、15年1―3月期は7・0%、4―6月期は7・0%、7―9月期は6・9%、10―12月期6・8%と、四半期ごとの変化が少なく、かつ後半は7%を割り込み、次第に鈍化しているように見える。これが

「中国経済の減速」として、世界を騒がせたのである。

しかしこれは、前年同期比で計算しているのであり、この計算方法では、成長率は前年同期のベースが高いか低いか大きく左右されることになり、今現在経済が好転しているのか悪化しているのかがはっきりしない。このため、先進国はこのような計算方法を採用していない。ただ、中国は統計技術上、前期比を厳密に計算できないので、前年同期比を原則とし、前期比を試算値として発表してい

る。

先進国の計算方法のように前期比ベースで見ると、国家統計局が発表する試算値は、14年10―12月期1・7%、15年1―3月期1・3%、4―6月期1・9%、7―9月期1・8%、10―12月期1・6%の成長であり、もともと振れが大きく、これを4倍すれば年率換算となるが、これで見ると、14年10―12月期の成長率は約6・8%であり、この時点ですでに成長率は7%を割りこんでいることがわかる。しかも、15年1―3月期になると約5・2%となり、5・5%をも割り込んでいく。つまり、中国経済の成長はとうの昔に7%を割っていたのである。15年10―12月期も約6・4%でしかない。成長率の7%割れをうんぬんするのであれば、15年1―3月期の成長率が発表された4月に議論すべきであり、なぜ秋口に大騒ぎになったのか、筆者には理解できない。

ただ、15年10―12月期の1・6%は、1・55～1・65%の小数点以下2桁を四捨五入したものである。したがって、年成長率の幅は、6・2～6・6%で考える必要がある。また、前期比は参考値として発表しているものであり、3カ月ごとに過去にさかのぼって改定されている。たとえば、15年1―3月期は、いったん1・3%と公表され、その後1・4%に上方改定され、さらに1・3%に戻った。4―6月期も、発表当初は1・8%であった。このように前期比試算は、0・1%程度の上下の振れが生じうるので、

幅をもつてみる必要がある。成長率の絶対値よりも、むしろトレンドをみたほうがよいであろう。

2. 成長構造の変化

15年、付加価値に占める3次産業のウエイトは50・5%、2次産業は40・5%、1次産業は9・0%となった。欧米や日本ほどに第3次産業が発達しているわけではないものの、中国はもはや工業中心の経済とは言えなくなっている。

また、需要項目別の成長への寄与率で見ると、最終消費は66・4%となっている。需要に占める資本形成（投資）のウエイトは依然大きい。伸びが急速に鈍化しているため、成長への寄与率は低下しているのである。

これまで、中国は工業・投資中心の成長構造が問題だといわれてきた。その問題は依然残っているものの、中国経済もサービス業・消費中心の成長構造への移行過程にあり、この点を見落とすと大きな誤解が生じる。

3. 物価

15年、CPIは前年比1・4%上昇した。政府目標は3%以内ということであり、インフレ抑制目標を達成できた。中国のCPIは食品価格が3割以上を占めており、生鮮野菜と豚肉価格の動向に影響されやすい。たとえば、16年1月

のCPI上昇率は1.8%と高まっているが、生鮮野菜は14.7%上昇、物価への影響は約0.37ポイント、豚肉価格は18.8%上昇、物価への影響は約0.44ポイントとなっている。この2つだけで1.8%の上昇のうち0.8%を説明できるわけである。

中国は冬の寒波が厳しく、流通効率が悪いため、冬場は生鮮野菜の価格が高騰しがちである。また、豚肉生産には数年周期のサイクルが存在し、生産過剰による価格高騰と生産過剰による価格急落が繰り返されている。この要因を割り引かないと中国の物価動向は正確につかめない。

ただ、一般庶民の実感としては、CPIの上昇率は本当はもう少し高いのでは、といわれている。確かに、多くの北京駐在の日本人からも「物価が以前より大幅に高くなり、生活が楽ではない」という声が聞かれる。一般庶民のエンゲル係数はかなり高いので、食材の高騰がかなりこたえるのであろう。また、人件費の上昇によりサービス価格も上昇し始めており、これが駐在員の生活をさらに圧迫しているものと思われる。

これに対し、PPIは、15年はマイナス5.2%と、かなり大きく下落している。これは原油価格が大幅に下落したことによるコスト減の影響が大きい。ただ、これを月別の動向でみると、マインナ幅が、1月のマインナ4.3%から8月マインナ5.9%まで拡大した。これは、工業の不振による製品価格値

下げも要因の一つと考えられる。ただ、ここでマインナ幅の拡大が止まり、12月まではマインナ5.9%が続き、16年1月はマインナ5.3%に改善した。これを見ると、工業主体がどんどん悪化していると言いきれない。

4. 住宅市場の動向

住宅市場については、14年に価格下落が本格化し、「いよいよ住宅バブル崩壊か」と喧伝された。16年1月の全国70大都市の新築分譲住宅販売価格については、前年同月比では、価格が下落したのは45都市、上昇は25都市であり、確かに下落している都市が多い。

しかし、これを前期比でみると、24都市が低下、8都市が同水準、上昇が38都市となっている。足元の住宅市場は、住み替え需要を中心に回復しているのがある。このように、前年同期比だけの動きにとらわれると、足元の動向がみえなくなるおそれがある。

ただ、前期比で価格が急上昇しているのは北京・上海・広州・深圳といった一線都市、一部の二線都市までであり、しばしばゴーストタウンの映像が紹介されている大部分の三線・四線都市は依然在庫消化段階にあり、前月比でなお下落している。したがって、住宅バブル再燃という状況ではない。

もう一つ、住宅市場の動向をみる重要な指標がある。15年の都市固定資産投資統計における分譲建物販売面積は

12億8495万平方メートルで、前年比6.5%増となり、分譲建物販売額は8兆7281億元、前年比14.4%増であった。この2つの指標は1-3月期にはマインナの伸びであったが、その後急速にプラスに転じていたのである。住宅市場をみる場合は、価格以外にもこの2指標の動向に目を配る必要がある。

また、住宅市場の取引が活発化すれば、消費統計における内装・修繕や家具・テレビ・音響器材の消費もやがて伸びてくる。たとえば、15年の建築・内装は18.7%増、家具は16.1%増、家電・音響機器類は11.4%増となっている。さらに住宅市場が活性化すれば、CPI統計の居住価格の上昇にも最終的に反映されることになる。

このように、中国経済をみるには、バラバラに発表されている各種統計を総合的に突き合わせながら、その動向を丁寧に観察する必要がある。

5. 消費

15年の小売総額は30兆931億元、前年比10.7%増である。消費は、2桁ペースで安定的に推移しており、12月は前年同月比11.1%増となった。このうち注目すべきは、全国インターネット商品・サービス小売額であり、金額は3兆8773億元、前年比33.3%増となった。インターネット購入は、特に若年層の利用が多く、11月11日は「独身優遇の日」ということで大きな売り上げを

記録した。中国の若者は、品質が良ければ多少値段が高くても買う傾向があるという。筆者は15年12月初めに北京を訪問したが、街中をバイク宅急便が走り回っていた。

このような新しい形態の消費や、安全・安心・高品質の商品への需要が急速に伸びてきており、これに供給側が対応できていないことが、海外での「爆買い」につながっていると、指導部も最近認識している。15年11月から習近平総書記は「サプライサイド構造改革」を提起し、これが経済方面での一種の流行語となっているが、その大きな柱の1つが「有効な供給の拡大」である。

6. 投資

都市固定資産投資は、55兆1590億元で、14年前年比15.7%増から、15年同10%増となり大きく減速した。16年は、さらに1桁台に落ちるのではないかと予想されている。

これは従来の投資の主役であった不動産開発投資が9兆5979億元で、14年前年比10.5%増から、15年同1.0%増に急減した影響が大きい。

ただ、インフラ投資（電力以外）は10兆1271億元、17.2%増であり、うち、道路輸送16.7%増、水利21%増、公共施設20.2%増となっている。つまり、不動産開発の落ち込みを、公共事業がカバーしているのである。投資の伸びには、制度面からくる一つ

の季節サイクルがある。中国の予算年度は1-12月であるが、予算の全国人民代表大会(全人代)審議は3月である。つまり、すでにスタートした予算を全人代にかけているのである。これは日本であれば、明らかに「国会軽視」と大問題になるであろう。その点は、さすがに中国でも配慮されており、予算が全人代で承認されるまでは、新規プロジェクトの立ち上げは自粛することとされている。特に16年の全人代には、16-20年の重要プロジェクトが盛り込まれた第13次五カ年計画政府要綱がかげられるので、この承認を得られないまま新規プロジェクトを立ち上げることは難しい。

このため、1-3月期は既定のプロジェクトの立ち上げ・実施を加速し、予算承認後の4-6月期に国家発展・改革委員会が新規プロジェクトを集中的に認可し、資金が配分されるのが通例であり、4-6月期から投資が伸びることになる。

ただ、15年からは別の要因が加わった。15年は地方政府債務の集中的な償還時期であり、地方政府は中央から資金が交付されても、プロジェクト自己負担分の財源が調達できなかった。財政統計によれば、地方政府基金(非税収入)・地方特別会計に相当)の主要な収入源である15年の国有土地使用権譲渡収入はマイナス21.4%であったが、これは不動産開発投資の停滞によるものである。このため地方政府は銀行に債務を償還す

きない状態となり、プロジェクトの新規着工もできず経済全体の足を引っ張った。

この状況を受け、財政部は債務借換地方債の発行を地方政府に認め、発行枠を当初の1兆元から最終的に3兆2000億元にまで拡大した。こうして債務の借換えが進んだため、15年秋からようやく事業が立ち上がりだした。16年も多くの債務の償還期限が到来するため、投資の先行きをみるには、借換地方債の発行枠とともに国有土地使用権譲渡収入統計の動向にも注意を払う必要がある。

7. 外需

15年は輸出が前年比マイナス2.8%となったものの、輸入が同マイナス14.1%と大きく減少したことにより、5945億400万ドルもの巨額の貿易黒字が積み上がった。GDP成長率に影響を与える外需は純輸出(輸出-輸入)である。要注意なのは貿易赤字が続く場合であり、今のところ貿易がGDPの足を大きく引っ張るとい

「李克強指数」はしばしば引用される
(15年度日中経済協会合同訪中代表団國務院総理会見)



態ではない。

また、輸入の大幅減少は内需の不振ばかりが原因ではない。中国は原油の輸入依存度が高まっており、原油価格の下落は金額ベースでの輸入を大きく減少させることになる。周小川人民銀行行長は2月中旬のインタビューにおいて、原油輸入は数量ベースでは減少していないとしている。

さらに、中国の貿易は半分が加工貿易なので、世界需要の減退により輸出が減少すればこれに見合った原材料・部品の輸入が減少することになる。

8. 外貨準備

12月末、外貨準備は3兆3303億ドルであった。11月末に比べ1079億ドルの減少、14年末に比べ5126億5600万ドルの減少である。

この外貨準備減少の要因は3つある。まず、中国はドルへの過度な依存を改め、準備通貨の多様化を進めている。

15年は米経済の回復が顕著であり、ドルが独歩高となった。このため、外準として保有する円・ユーロが対ドルで減価してしまったので

ある。

第2が、資本流出である。レートが高傾向で住宅価格が高騰しているとき、中国の不動産市場での有利な運用をねらい、米国の余剰ドル資金がホットマネーとして中国に流れ込んでいた。しかし、現在は不動産市場には以前の活気はなく、元も切下げ圧力に直面している。また、人民銀行が利下げを繰り返すなか、米国FRBは利上げを行った。このため、中国に流れ込んでいたホットマネーが、再び米国に還流しているのである。またこれ以外にも、企業がドル代金の支払やドル債務の返還を前倒していることも、外貨準備減少につながっている。

第3が、当局による介入である。8月に人民銀行は元レートを若干引き下げたが、これは人民元がドルにペッグしている、その他通貨に対して割高になっていたのを修正するとともに、IMFとも相談しながらレート基準値算出方法の透明化を図ったものであった。しかし、国際金融市場がこれに過剰反応し、元切下げ圧力が強まったため、人民銀行はドル売り・元買いの介入を繰り返している。このため、外貨準備が減少しているのである。

したがって、外貨準備の減少には多様な要因があり、すべてが資金流出というわけではない。

9. 所得

15年の都市住民1人当たり平均可処分所得は3万1195元であり、前年比実質6.6%増加し、農民1人当たり可処分所得は1万1422元であり、同実質7.5%増加した。農民の所得の伸びが都市住民を上回っており、この結果、都市・農村1人当たりの所得格差は、ピークの3.3対1から2.73対1となり、格差はやや縮小傾向にある。これは胡錦濤指導部時代に農民の収入を伸ばすよう、減税・補助金増加・食糧買付価格引き上げ・出稼ぎ農民の最低賃金引き上げなどの対策を打ち出したことによる。

また、都市住民、農民をすべて平均した全国住民1人当たりの可処分所得は実質7.4%増となっているが、政府は労働分配率を高め消費を振興するため、可処分所得の伸びをできるだけ実質成長率より高めるよう政策努力を行っている。

10. 雇用

15年の新規就業者増は、1312万人と年間目標の1000万人以上であり、同年12月末の都市登録失業率も4.05%と年間目標の4.5%以下を達成した。

ただ、中国の失業統計には農村戸籍人口は含まれていない。このため、リーマン・ショック直後のように出稼ぎ農民が大量に解雇されても、失業率は変化しないことになる。李克強総理は失業統計

の見直しを進めており、試算として発表されている都市・農村戸籍を含めた31大都市の調査失業率は5.1%前後とされている。

いずれにせよ、雇用は深刻な状況とはなっていないため、成長率が減速しても雇用目標の確保をより重視する習近平指導部は、大規模な景気対策を發動していないのである。

11. 「李克強指数」の信憑性

8月中旬以降の国際金融市場の混乱の中で、中国経済の成長率の信憑性について世界的な議論が巻き起こった。その際、しばしば引用されたのが「李克強指数」である。これは、李克強氏が04-07年に東北遼寧省の党書記であった頃部下が上げてくる統計が全く当てにならないため、遼寧省の経済動向を正確に把握しようとする参考にしたのが、銀行貸出・電力使用量・鉄道貨物輸送量の3指標であったことに由来する。各機関の3指標のウエイト付けにもよるが、これによると実際の成長率は2-3%ではなにかという説も流れ、市場の混乱に拍車をかけた。

そこで各指標の意味を考えてみよう。まず、銀行貸出であるが、金融統計で最近重視されているのは、社会資金調達規模の構成比である。これは実体経済への資金フローの主役が何かというものであり、15年、銀行ルートである人民元貸出は73.1%となり、前年よりウエ

イトが11.7ポイント増えた。これに対し、シャドーバンキングの重要な構成要素とされる委託貸付は10.3%（3.4ポイント減）、信託貸付は0.3%（3.0ポイント減）とウエイトが減少しており、銀行に資金の流れが戻ってきていることが分かる。ただ、シャドーバンキングが問題になった13年には、銀行貸出のウエイトは一時5割近くにまで低下しており、銀行貸出だけで経済の動きをみるのは難しくなっている。

第2に、15年の電力使用量は、前年比0.5%増であった。これは重厚長大産業を中心に第2次産業の電力使用量がマイナス1.4%と振るわなかったことによる。しかし、第3次産業は7.5%増と好調であり、都市・農村住民生活用電力使用が統計全体を左右する点ともあり、例えば14年8月は冷夏であったため、クーラー使用量が減り、電力使用量が突然マイナスになった。

このように電力使用統計を見る際には、第2次産業以外の電力使用にもよく注意を払う必要がある。

第3に、15年の鉄道貨物輸送量は33.6億トン、前年比マイナス11.9%で、これが大きく報道された。鉄道貨物輸送は主に石炭、鉄鉱石などを運搬しており、これらが必要とする重厚長大産業は過剰設備を抱え、稼働率が低下しているのが原因である。

しかし、道路貨物輸送量は354億5000万トン、同6.4%増

と、輸送量が鉄道輸送の10倍超であり、伸びも大きい。鉄道貨物輸送だけで中国経済を見るの間違えることになる。

李克強氏が遼寧省党書記であった時代は、中国全体としても重工業・投資に依存した成長構造であり、夏場には石炭・石油・電力・輸送能力不足が深刻であった。しかし、2.でも述べたように、当時と現在の中国経済の成長構造には変化が現れており、これを無視することは危険である。

また、東北地方は、現在でも重厚長大産業に依存しており、金融は銀行貸出が中心で、第2次産業の電力使用割合が大きい。重厚長大産業が不振に陥れば、電力使用・鉄道貨物輸送は当然停滞する。ちなみに、李克強指数が騒がれた時期、遼寧省の1-6月期成長率は2.6%であった。李克強指数は、まさに構造転換が遅れた後進地域である「遼寧省指数」なのである。

おわりに

以上述べたように、中国のマクロ経済データをみる際には、①統計の性格・クセをよく理解しておくこと、②絶対的な数値よりもそのトレンドに注意を払うこと、③他の関連経済指標との整合性を吟味すること、④中国の経済構造の変化を見落とさないこと、⑤地域による経済構造の違いに注意すること、が必要なのである。

SPECIAL REPORT

■ 中国経済動向データ分析

中国の新たな人口問題と新しい人口政策

尹 豪 福岡女子大学 国際文理学部国際教養学科 教授

中国では1970年代初めから40年余りにわたって、人口抑制政策が実施され、出生率が著しく低下し、大きな人口抑制効果を挙げている。しかし、出生性比不均衡、少子高齢化などの新たな人口社会問題がデータから見ても次第に表面化し、人口抑制政策のあり方が問われるようにもなった。そして、最近になって大きな政策転換を行い、新しい人口政策が打ち出されたのである。その新人口政策と今後の人口動向を展望する。

1. 人口規模と流動人口

2015年末現在、中国大陸の総人口は13億7462万人に達している。

1949年の建国初期から高い出生率水準を維持したのに対し、死亡率が著しく低下したため、長期にわたって急激な人口増加が続いた。50年

に5億5000万であった人口規模

は約30年後の81年には10億の舞台に達し、その7年後の88年には11億、さら

に7年後の95年には12億を突破するようになった。そして、10年後の05

年にはさらに1億増えて13億規模に達した。表1に中国の総人口および

人口動態の推移を示している。14年未現在、中国で人口の最も多い地域は広東省（1億724万人）であり、

続いて人口の多い地域は山東省と河南省であるが、それぞれ9789万人と9436万人に達している。

改革・開放以降の経済開発に伴って、中国では人口移動がますます活発化してきた。そして、経済開発が進んでいる上海、北京、広東、浙江、福建など一部の都市と地域に多くの人口が流入している。中国では、居住地が変わっても戸籍所在地が変わらない移動人口を「流動人口」と称しているが、15年全国の流動人口規模は2億4700万に達している。総人口に占める流動人口の割合は上海では3割を超えており、広東と北京でも2割以上に達している。これらの流動人口の主な送り出し地域は、四川、安徽、河南、湖北、湖南、江西などであるが、主として経済成長が著しい珠江デルタと長江デルタの両沿海地域へ流入している。

2. 人口動態と人口構造

建国初期から70年代初めまでの長期間にわたって中国では高い出生率と高い人口増加率が続いた。それに対し、70年代末の改革・開放以降は強力な人口抑制政策の実施により、出生率が低下しつづけ、低出生、低成長段

階に入るようになった。

51年から73年までは年率2%以上の高い人口増加率を保ち、人口の急激な増加が続いた。ただし、59年から3年間は自然災害と経済的困難により一時的に人口増加が停滞するようになる。人口増加率が年2%であれば約35年で人口規模が倍になる。74年に初めて人口増加率が2%を割り込んでからは、次第に低下して、1998年には1%を下回るようになり、05年からは0.5%台、10年以降は0.4%台で推移している（表1を参照）。

人口動態の変動にともなう人口構造も大きく変化してきた。中国ではこれまで計6回の人口センサスが行われているが、半世紀以上にわたって0～14歳の年少人口割合は低下しつづけ、15～64歳の生産年齢人口はずっと高い割合を占めていた。65歳以上の高齢者人口割合は次第に上昇し、10年には8.9%に達した。図1に各人口センサス時の総人口と人口高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）を示してある。また、中国人口の平均寿命は建国初期の50年には男女それぞれ46.70歳と49.20歳であったが、10年には男女それぞれ72.38歳と77.37歳に達した。

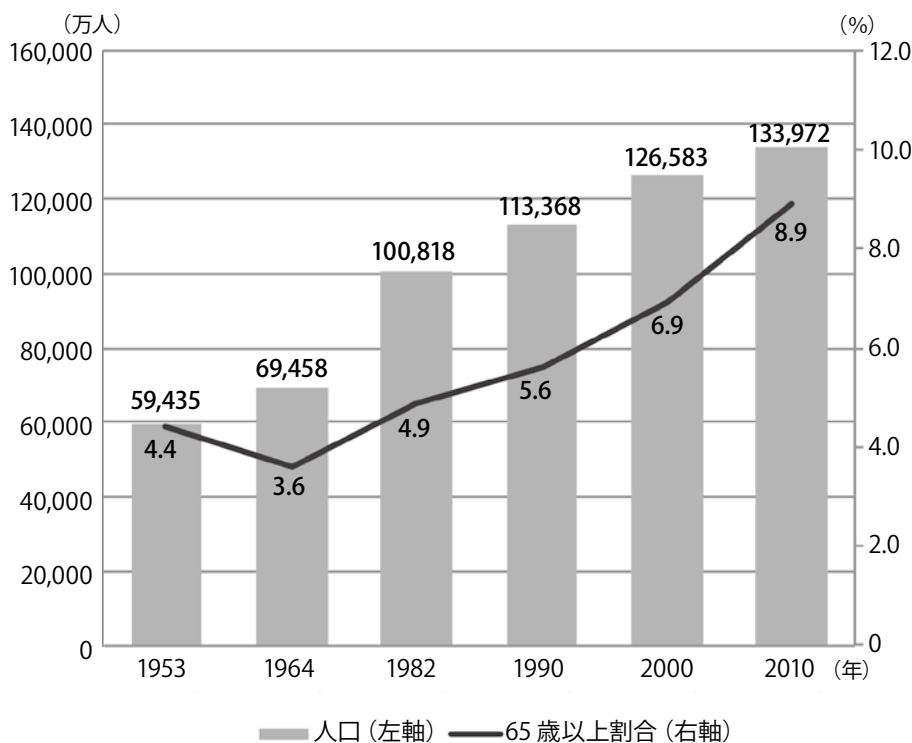
中国経済動向データ分析

表 1 中国の総人口および人口動態推移

年次	年末総人口	出生率	死亡率	自然増加率
1950	55,196	37.00	18.00	19.00
1955	61,465	32.60	12.28	20.32
1960	66,207	20.86	25.43	-4.57
1965	72,538	37.88	9.50	28.38
1970	82,992	33.43	7.60	25.83
1975	92,420	23.01	7.32	15.69
1980	98,705	18.21	6.34	11.87
1985	105,851	21.04	6.78	14.26
1990	114,333	21.06	6.67	14.39
1995	121,121	17.12	6.57	10.55
2000	126,743	14.03	6.45	7.58
2005	130,756	12.40	6.51	5.89
2010	134,091	11.90	7.11	4.79
2015	137,462	12.04	7.11	4.96

(出所) 中国国家统计局資料

図 1 人口センサス時の総人口と高齢化率



(出所) 各年次の人口センサス結果資料

このような徹底した人口抑制政策は、中央から地方の末端レベルに至る人口と計画生育部門という行政組織のネットワークを通して実施され、持続的に効果をあげてきた。

「子ども1人の出産を極力に抑制して、多子を禁じる」方針が打ち出された。そして、82年には「計画生育政策」が基本国策となったのである。さらに、02年9月から「人口と計画生育法」が施行された。「1人っ子政策」であると言われる中国の人口政策は、実際には「1人っ子奨励政策」であり、多くの場合において2人目の子どもの出産が認められているのである。

3. 人口政策の推移

長期にわたって急激な人口増加が続いた結果、中国では人口増加を抑制せざるを得なくなり、世界で類を見ない強力な人口抑制政策を導入して厳しい出産抑制を行ってきた。

中国で実施されてきた人口政策は

国策として推し進められてきた「計画生育」という独特のものである。その人口政策は、出産の抑制、晩婚、晩育（遅く出産すること）、優生および少産の奨励などを主な内容としている。そして、人口の数量を抑制し、人口の資質を高めることを目的とするものである。

70年代初めから「計画生育政策」と

いう政府主導の人口抑制政策が実施されるようになったが、この時期は主として、晩婚、少産および出産間隔の拡大といった内容の人口抑制策であり、簡略して「晩・稀・少」といわれていた。「晩」とは晩婚を意味するものであり、男女の初婚年齢を遅らせることであった。「稀」とは、2人の子どもの間の出産間隔を延ばすことであ

り、「少」とは、「少産」という意味であり、夫婦が2人以上の子どもは生まないようにすることであった。このような内容の人口抑制策が全国範囲で広範に行われた結果、70年代前半から出生率の低下が始まったのである。

改革・開放時代に入ってから

は、「子ども1人の出産を極力

に抑制して、多子を禁じる」方針

が打ち出された。そして、82年

には「計画生育政策」が基本国

策となったのである。さらに、

02年9月から「人口と計画生

育法」が施行された。「1人っ

子政策」であると言われる中

国の人口政策は、実際には「1

人っ子奨励政策」であり、多く

の場合において2人目の子ど

もの出産が認められているの

である。

このような徹底した人口抑

制政策は、中央から地方の末

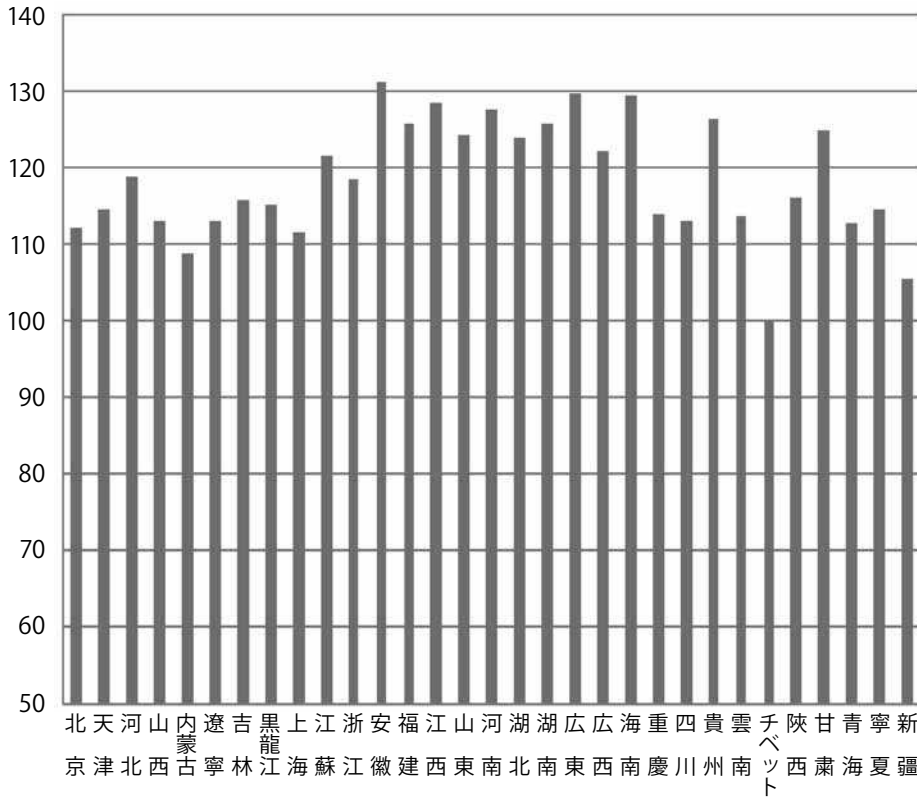
端レベルに至る人口と計画生

育部門という行政組織のネッ

トワークを通して実施され、

持続的に効果をあげてきた。

図2 各地域の出生性比(2010年)



(出所) 2010年の人口センサス結果資料

つまり、積極的かつ有効的な人口抑制努力によって、出生率および人口増加率の低下過程で多くの出生が回避され、人口抑制目的を達成したのである。中国では約40年間の人口抑制政策の実施により約4億の人口が少なく生まれたと一般的に言われている。

人口抑制政策の実施による人口抑制効果は、経済の高度成長を続けてきた中国の経済社会の発展と人口問題の緩和に大きく寄与している。同時に人口問題の性格が数量の問題から構造の問題へと変わりつつあり、出生性比不均衡問題、少子高齢化問題など新たな人口社会問題をもたらすよ

うになったのである。

4. 出生性比不均衡問題

出生性比とは、一定期間(通常は1年間)における男児出生数と女児出生数の比であるが、普通女児100人に対する男児の数で表している。人口の諸指標の中でもっとも安定したもので、一般的に104から107の間が正常値範囲と見なされている。

中国の出生性比問題は、80年代以降その出生性比が次第に高くなって、いわゆる正常値範囲を大きく上回るようになったことを指している。出生性比がずっと高いということは、毎年生まれてくる男児が女児より多くなることを意味する。82年の人口センサス結果で中国の出生性比は107・6で、全国でほとんどの地域の出生性比はほぼ正常値範囲であり、とくに問題がなかった。それが、90年の人口センサスでは、111・3となり、00年の第5回人口センサス結果ではさらに高くなり、全国の出生性比は119・9に達した。図2に10年各地域の出生性比を示しているが、安徽が一番高く(131・1)、他の12地域でも120を超える高い水準となっていた。出生性比が120とい

うことは、当該期間に生まれた子供の男女比が100人の女児に対して120人の男児ということになり、大きな歪みが生じている。これは深刻な出生性比の不均衡問題である。

中国の高い出生性比は、様々な経済、社会、文化、制度的要因と出産抑制政策および具体的な技術要因が複合的に作用した結果であると考えられる。全体的な背景として、社会保障制度の未整備、伝統的男尊女卑思想、根強い男児選好意識などがある。近年、社会保障制度の整備が急ピッチで進みつつあるが、まだ伝統的な男児選好意識が根強く残っている。とくに、農村地域でそれが顕著である。その結果として、農村地域の出生性比が都市より高くなっているのである。

高い出生性比は将来の人口の規模と人口構造に影響を及ぼすようになるが、とくに婚姻市場への影響が懸念されている。たとえば、結婚適齢期の女性人口が不足するため、多くの男性が結婚できない事態が現われる可能性が大きい。そうなれば、大量の婚姻難という新たな社会問題が生ずる。出生性比不均衡という新たな人口社会問題に直面し、その是正のためこれまで中国では各種施策が講じられてきた。その結果、近年には出生性

表 2 近年の人口高齢化状況

年次	65歳以上	
	人口(万人)	割合(%)
2001	9,062	7.1
2005	10,055	7.7
2009	11,309	8.5
2010	11,924	8.9
2011	12,288	9.1
2012	12,714	9.4
2013	13,161	9.7
2014	13,755	10.1
2015	14,386	10.5

(出所) 中国国家统计局資料

が長期間続けば、人口構造に変動がもたらされ、急速な人口高齢化と人口減少が現れる。

通常、総人口に占める65歳以上高齢者人口の割合(人口高齢化率)が7%を超えると高齢化社会と言われている。01年中国の65歳以上人口が総人口に占める割合は7.1%に達した。そして、15年の高齢化率は10.5%に達し、65歳以上高齢者人口が1億4000万人規模に達している。表2に近年の中国人口高齢化の推移を示している。

中国の人口高齢化には2つの特徴がある。1つは、人口高齢化のスピードである。つまり、40年以上にわたる本格的な人口抑制政策の実施により、出生率が急激に著しく低下した結果、今後急激な人口高齢化の進展が避けられないのである。中国の人口高齢化水準はまだそれほど高いものではないが、急激な出生率低下と少子化のためこれからは加速的に進むことが予想される。もう1つの特徴は「未富先老」である。つまり社会が豊かになる前に人口高齢化が進むという意味である。急速な人口高齢化と高齢者人口の急増に伴い、高齢者の年金、医療、介護に関わる社会保障制度の整備が大きな課題となっている。

ことは言うまでもない。

少子化と高齢化の趨勢が鮮明になるにつれ、中国では人口抑制政策の見直しへの関心が現れ始めた。とくに、近年、人口高齢化の急激な進展への懸念と出生率の不均衡問題への関心から出産抑制政策の見直しと緩和を主張する動きが活発になり、出産政策の調整または見直しの必要性を訴える声が次第に大きくなった。

最近まで中国では農村住民が女兒を出産した場合、子ども2人の出産が認められていたのである。いわゆる「1人っ子政策」というのは80年から実施されたが、84年に出生政策内容の調整が行われ、各地域の農村で女兒を出産した場合、第2子の出産を認めるようになった。ただし、第1子と第2子の間には通常4年という「出産間隔」が設けられ、2子の出産が可能な夫婦は第1子出産後一定期間を置いて第2子の出産ができることになっていた。また、夫婦双方が1人っ子である場合と少数民族の場合も一般的に2子の出産が可能になっていた。

しかし、既述のように出生率の

不均衡問題と急激な少子高齢化問題を背景に、人口抑制政策の緩和を主張する動きが活発になった。そして、経済社会の持続的発展のために、人口数量を抑制する政策から人口構造を調整する政策への転換が求められるようになったのである。

その結果、13年11月、「計画生育の基本国策を堅持し、片方が1人っ子である夫婦の場合、2子の出産ができる政策」が始まった。つまり、夫婦の片方が1人っ子である場合、第2子の出産が認められる方針が確定され、各地で順次実施されるようになってきた。また、「単独両孩」政策と呼ばれるこの緩和策が全国範囲で実施されるようになってから、多くの地域で従来の2子の間のいわゆる「出産間隔」も廃止されるようになった。

「単独両孩」政策が実施されて2年あまりになり、地域によっては出生数が1割程度増えたとの報告もあるが、この政策の全体的な効果はそれほど現れていないようである。図3に11年から5年間の毎年の出生人口推移を示しているが、14年は前年より47万人出生が増えているが、15年には前年よりむしろ32万人減少している。

そして、15年末には大きな政策転

比の低下が見られている。たとえば、15年の出生率比は1.13・5に下がっている。しかし依然と高い水準である。引き続き出生率比不均衡問題への有効な対策と高い出生率比の是正努力が求められている。

5. 人口高齢化問題

中国の出生率は70年代以降着実に低下を続け、90年代に入ってからはずでに少子化が顕著に表れるようになった。低出生率による少子化状態

6. 新しい人口政策

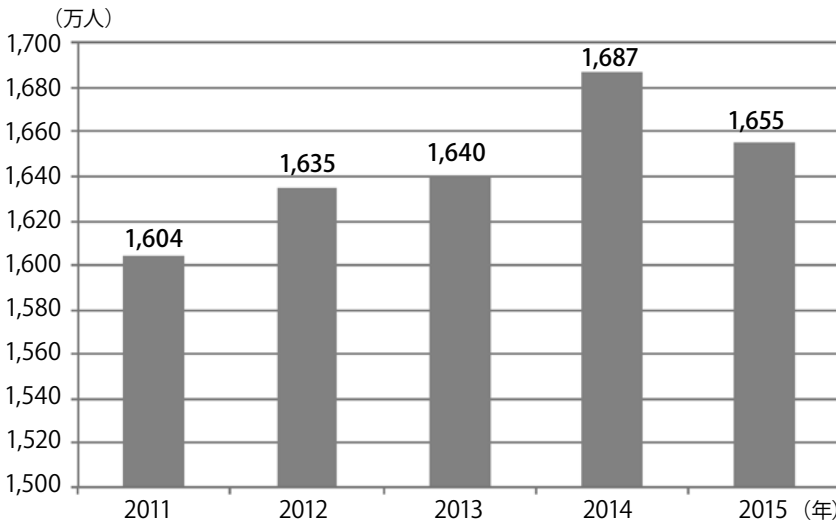
不均衡問題と急激な少子高齢化問題を背景に、人口抑制政策の緩和を主張する動きが活発になった。そして、経済社会の持続的発展のために、人口数量を抑制する政策から人口構造を調整する政策への転換が求められるようになったのである。

その結果、13年11月、「計画生育の基本国策を堅持し、片方が1人っ子である夫婦の場合、2子の出産ができる政策」が始まった。つまり、夫婦の片方が1人っ子である場合、第2子の出産が認められる方針が確定され、各地で順次実施されるようになってきた。また、「単独両孩」政策と呼ばれるこの緩和策が全国範囲で実施されるようになってから、多くの地域で従来の2子の間のいわゆる「出産間隔」も廃止されるようになった。

「単独両孩」政策が実施されて2年あまりになり、地域によっては出生数が1割程度増えたとの報告もあるが、この政策の全体的な効果はそれほど現れていないようである。図3に11年から5年間の毎年の出生人口推移を示しているが、14年は前年より47万人出生が増えているが、15年には前年よりむしろ32万人減少している。

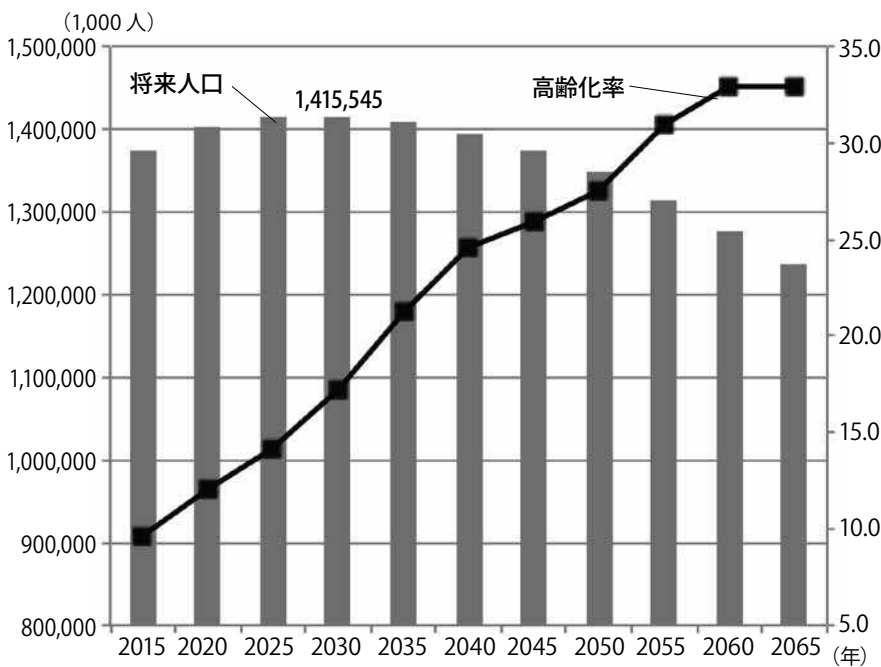
そして、15年末には大きな政策転

図3 近年の出生人口動向



(出所) 各年次の「国民経済と社会発展統計公報」、中華人民共和国国家統計局資料

図4 中国の将来人口と高齢化率推計



(出所) World Population Prospects: The 2015 Revision, United Nations.

換を行い、「全面両孩」という新しい人口政策の実施に踏み切ったのである。「全面両孩」政策というのは、1組の夫婦に子供2人の出産を全面的に認めるという内容である。そして、直ちに「人口と計画生育法」の修正を行い、16年1月より全国で実施を始めたのである。これは、1組の夫婦が子供2人を持つことが一般的に認められることを意味し、80年代初めから

7. 今後の人口動向

急速な出生率低下のため、これか

実施されたいわゆる「1人っ子政策」の終了と新しい人口政策のスタートである。実施されたばかりのこの新人口政策がどれほどの効果をもたらすかについてはまだ判断が難しいところである。今後の動向を注視したい。

らの中国の人口は年齢構造の急激な変動を続け、人口高齢化が加速的に進むようになる。図4に示した国連の最新人口推計によれば、2020年の中国の65歳以上高齢者人口が総人口に占める割合(人口高齢化率)は12・1%になり、40年にはその倍の24・6%となる。そして、60年の中国の人口高齢化率は32・9%という高い水準に達するようになる。一方、人口規

模は2030年の14億1554万人をピークに減少に転じ、60年には12億7600万人台に減少していくことになる。現在より約1億人減ることになる。今後中国では急速な人口高齢化と人口減少時代に直面することになる。

急速な人口高齢化に伴って高齢者人口も急増していく。15年に2億強である60歳以上高齢者人口は、その20年後の2035年には4億を超え、さらに20年後の2055年に5億を突破する見込みである。平均寿命は60〜65年には男子は84・85歳、女子は85・59歳となる。その結果、15年には2200万人台である80歳以上の高齢者人口は、2035年には6000万人近くに、2055年には1億4000万人規模に達する見通しである(同国連推計)。これから中国社会は「人生80年時代」を迎えるようになるが、同時に膨大な規模の高齢者人口を抱える「老人大国」にもなる。

今後、年金、医療、介護を含む高齢者のセーフティネットの構築が急がれる。同時に、急速な人口高齢化と人口減少は、中国の経済社会の持続的発展にも大きな影響を及ぼすことが予想される。

SPECIAL REPORT

中国経済動向データ分析

中国の資源・エネルギーデータをどう読むか

竹原美佳 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 調査部 課長
 関本真紀 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 調査部 課長

石油需給動向を分析する上で統計は不可欠である。中国の統計だけでは不十分な場合は国際機関の統計データを用いる。例えば中国は石油の実消費や在庫量を公表していないので、世界の石油消費と中国の石油消費を比較する際は IEA の数値を参照する。

一方、金属鉱物資源分野においても、中国統計データの課題については度々議論されている。中国はかねてより金属鉱物資源の生産者として大きな位置を占めてきたが、2000年代に入ってから需要家としての存在感を増し、現在では金属鉱物資源の世界需給に最も大きな影響を与える存在となっている。

製造業の発展に伴う物流規模の拡大で、輸送用燃料を中心に伸びていた。「中国統計摘要2015」によると、貨物の道路輸送はトンキロベースで00年の6129億トンキロから14年には10倍の6兆1017億トンキロに増加した。「中国能源統計年鑑」によると、軽油の消費量は00年の6806万トンから14年には2・5倍の1億7165万トンに増加(年平均740万トン増加)した。同じ時期に石油消費は年平均約2000万トン増加

の保有台数は00年の625万台から14年には20倍の1億2339万台に増加した。ガソリン消費量は00年の3505万トンから14年には2・8倍の9776万トンに増加した。特に10年以降のガソリン消費は年平均700万トン増加している。

石油消費を見る上で経済指標はもちろん重要だが、石油消費の7割を占める輸送部門の動向、特に乗用車の販売状況にも注目しており、中国汽车工业协会の販売統計を頼りにしている。同協会によると、15年の乗用車の販売量は前年比7・3%増の2114万6300台(内訳はセダンが同5・33%減の1172万2000台、SUVが同52・39%増の622万3000台、MPV〔多目的車〕が同10・05%増の210万6700台、軽バン〔交差型〕が同17・47%減の109万9100台)であった。CNPCによると、15年は乗用車販売の伸びは鈍化したもののSUVの販売がガソリン消費をけん引して需要は10%を維持したが、経済減速による需要減少で軽油消費の伸びは0・8%にとどまったとしているが、実際の数値を確認することでその分析を検証し、さらに短期的(16年)な見通しを持

1. 石油需給動向と関連統計データの活用

IEAの月刊石油報告(2016年2月)によると、中国の石油消費は前年比5・4%増(日量57万バレル増)の1118万バレル(約5億6900万トン)であった。世界的な供給過剰により原油価格低迷が

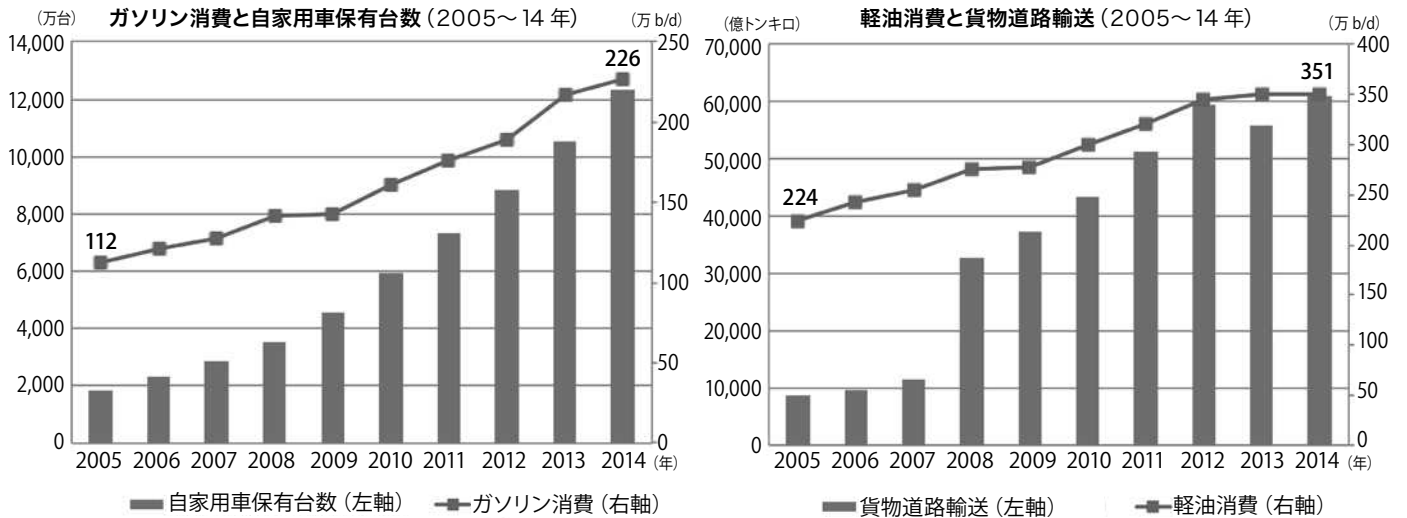
続いているが、15年の世界の石油需要は価格低迷で需要が刺激されたことにより前年比で日量170万バレル増加した。中国の石油消費は世界の消費の伸びの3割強を占める。ただし16年については、経済の減速で中国の石油需要の伸びは若干減速すると見られている。

中国において過去10年の石油消費のけん引役は軽油であった。軽油は

しており、石油消費の増加の4割が軽油であったことがわかる。しかし近年石油消費のけん引役はガソリンにシフトした。ガソリンを1とした場合のガソリンと軽油の消費比率は00年の1対1・71から14年には1対1・55とガソリンの比率が増えている。ガソリン消費はマイカー需要の高まりとともに伸びた。「中国統計摘要2015」によると、自家用車

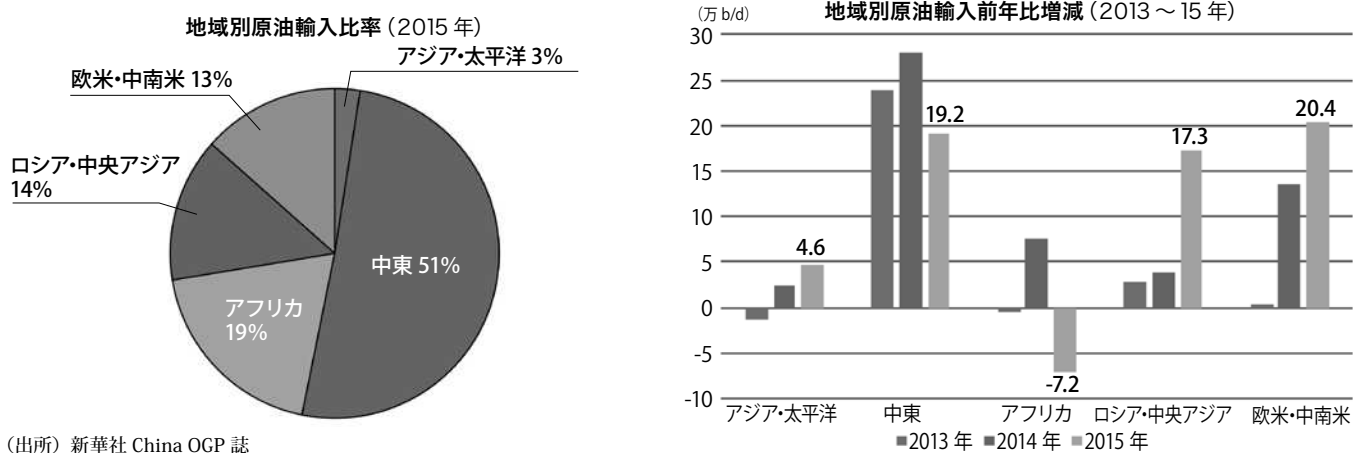
の保有台数は00年の625万台から14年には20倍の1億2339万台に増加した。ガソリン消費量は00年の3505万トンから14年には2・8倍の9776万トンに増加した。特に10年以降のガソリン消費は年平均700万トン増加している。

図1 中国のガソリン消費と自家用車保有台数ならびに軽油消費と道路貨物輸送



(出所) 中国能源統計年鑑 2014、中国統計摘要 2015

図2 中国の地域別原油輸入比率ならびに地域別原油輸入増減



(出所) 新華社 China OGP 誌

つことが可能となる(図1)。

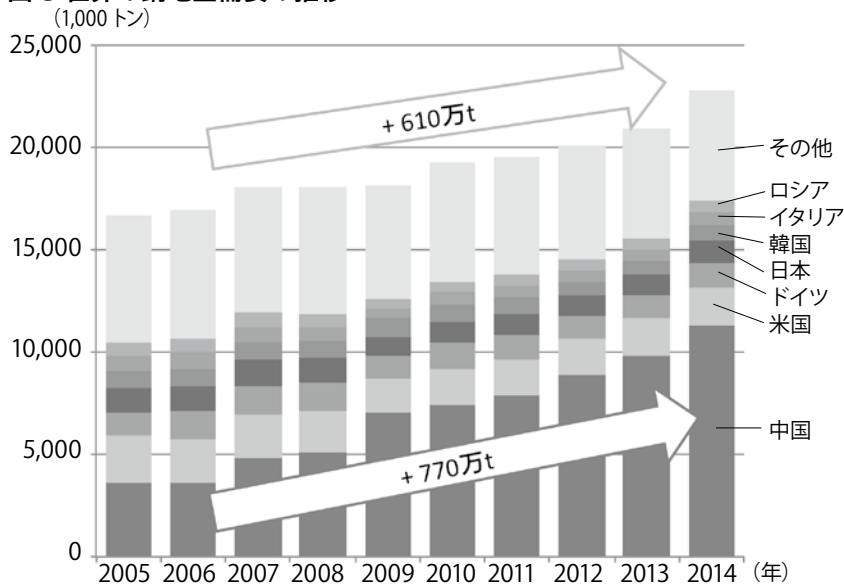
石油の輸出入については中国海関統計を参照している。同データによると、15年の原油輸入量は前年比8.8%増の3億3550万トンであった。油価下落の恩恵により原油輸入額は同14%減(227億ドル減)の約1345億ドルであった。中国は必要量の6割を輸入する純輸入国だが、原油少量を輸出しており純輸入量は同8.1%増の3億3263万トンである。また、原油に加えガソリンや軽油などの石油製品を合わせた石油の純輸入量は同5.9%増の3億2638万トンである。

15年の原油精製処理量は前年比3.5%増の4億7900万トンで、主要石油製品(ガソリン、軽油、ジェット燃料)の生産量は6.6%増の3億3800万トンである。ガソリンとジェット燃料は輸送部門の需要増に対応するため生産を増やしているが、軽油生産は2.3%増にとどまっている。軽油は生産を抑制しているが国内市場ではさばききれず余剰分を輸出しており、15年は石油製品について純輸出国となった。当面は軽油の輸出拡大が続くであろう。

国別の輸出入は新華社のChina OGP誌を参照している。産油地域別の生産量と国別の輸出入量を確認することが可能である。

15年の地域別の原油輸入シェアは中東51%、アフリカ19%、ロシア・中央アジア14%など前年と大きな変化はない。輸入量ベースでは中南米からの調達が対前年で約1000万トン(日量約20万4000バレル)増加した。特にブラジルとベネズエラからの調達が拡大した。ついで中東からの調達が同960万トン(日量19万2000バレル)増加した。クウェート、オマーン、イラクからの調達が拡大している。ロシア、中央アジアからの調達は同約1020万トン(日量約20万4000バレル)増加した。長期売買契約の増量に伴いロシア原油の調達が増加したことによる。一方、アフ

図3 世界の銅地金需要の推移



(出所) WBMS 公表データに基づき作成

2014年の銅地金需要は前年比11%増の42,431千トンに増加した。同国の輸入全体に占める比率は11%から13%に上昇した。アンゴラの輸入は4.8%減の3,871千トンであった。イラクからの輸入は権益原油の輸入が増加したことや、売買契約が増量したこととで12%増加し、オマーンを上回った。イランからの輸入は欧米の同国への核開発に対する制裁が始まった12年以降2割程度減少していたが14年に制裁前の水準である27,466千トンに戻った。しかし15年の輸入量は3.1%減の26,622千トンにとどまった。16

リカからの調達は360万トン(日量約7万2000バレル)減少した。アンゴラ、ナイジェリア、コンゴ共和国からの調達が一樣に減少した(図2)。中国の原油の上位輸入相手国6カ国(サウジアラビア、アンゴラ、オマーン、ロシア、イラク、イラン)の顔ぶれは14年と変わらないが様相は変化している。首位のサウジアラビアからの原油輸入は14年に前年比8%減の4966万トンで首位は維持

したものの1998年以来初めて減少に転じていた。15年は1.8%増の5054万トンで首位は維持したが、輸入全体に占める比率は前年の16%から15%に落ちた。アンゴラを抜き2位に浮上したのはロシアだ。ロシアからの輸入は長期契約の増量により前年比11%増の4243万トンに増加した。同国の輸入全体に占める比率は11%から13%に上昇した。アンゴラの輸入は4.8%減の3871万

年はイランの制裁が解除されたことで中東の高硫黄原油の中国向け供給の競争が激化すること、また低硫黄原油においてもロシアの原油供給拡大に対してアフリカの原油が輸送コストなどの面で引き続き劣勢に立たされること予想される。

の比較的大きなベースメタルと呼ばれる銅、鉛、亜鉛、ニッケルについては、加盟各国が参加する国際非鉄金属研究会(国際銅研究会、国際鉛亜鉛研究会、国際ニッケル研究会)が存在し、各鉱種の統計整備のほか、情報交換や協議の場を提供する機能を担っている。国際非鉄金属研究会では、例年春と秋に年2回の大会を開催し、世界需給データの取りまとめと翌年の見通しを発表している。この統計データは、

2. 金属鉱物資源分野における中国統計データの捉え方の例

中国の金属資源の需要に占める割合の伸びは著しく、銅を例にとってみると、02年にそれまで世界における銅の最大需要国であった米国を抜いて、中国は世界一の銅需要国となった。以降、中国はそのシェアを年々伸ばし、現在は世界の銅需要の半分を占める存在となっている。これは銅に限ったことではなく、亜鉛やニッケルでも同様に最大の需要国であり、タンゲステンやレアースなどのレアメタルと呼ばれる鉱種については、供給・需要の双方に占める中国の割合が大きいものも少なくない。このように、金属資源全般において、中国動向の影響は非常に大きなものとなっている。図3に世界の銅地金需要の推移を示す。

金属鉱物資源の中でも、市場規模

現在、国際銅研究会が使用している統計データは、
 ①加盟国が実施した調査結果および企業からの個別報告(これが7割を超える)
 ②その他企業の四半期報告からの推計データや業界団体からの提供データ

表1 世界の銅需給見通し

区分	2014年実績	2015年見込み	2016年予測
銅鉱石生産	18,527	18,751	19,542
銅地金生産(供給)	22,479	22,669	23,183
銅地金消費(需要)	22,893	22,628	23,310
銅地金需給バランス	▲414	41	▲127
銅地金需給バランス (中国保税在庫調整後)	▲427	-	-

(単位: 1000 t)

(出所) 国際銅研究会会議資料より作成

③これらデータがない場合は、第三者機関の推計データに基づいている。中国統計データの捉え方を見ると、中国地金需要については見掛け消費量(輸入量+国内生産量)ー輸出量とされており、保税在庫分を含んだ数字となっている。そのため10年以降は、国際銅研究会において世界集計の際、中国需要量の実績値についてのみ、生産、貿易、上海先物

取引所での在庫情報に基づき、保税在庫調整を行っている。また、保税在庫については非公式な在庫情報は考慮されていない。さらに消費量予測では、前年の見かけ消費量を産業利用量(産業在庫と保税倉庫量)と調整し、産業利用の成長予測に従って導き出している。

中国統計手法の課題については、15年春季の国際銅研究会の統計委員会において、中国有色金属鉱業協会(China Nonferrous Metals Industry Association: CNIA)より講演が行われている。以下その内容を紹介したい。

中国政府が管理する統計には、国家統計局(National Bureau of Statistics: NBS)による数値と、業界団体であるCNIAが取りまとめる統計の二種類が存在する。前者は各企業から市町村や省・県・郷へ提出された数値をそのまま取りまとめるのに対し、後者は国家統計局の数値を考慮しつつ生産者の報告値を基に情報収集を行って統計データとしている。そのため、両社の最終統計数値には差が生じる。

NBSの統計手法とデータに関する問題点としては以下が挙げられる。①データは企業から地方政府を通じ

てNBSへ報告

②企業から提出された数値は、変更訂正が一切禁止されている

③新規参入企業の統計不慣れ、複数行政区への報告重複、純分量とマテリアル量の混同(鉱石)、最終製品のみを報告し鉱石、地金等の報告漏れがある、取引量と生産量の勘違い、これらによりダブルカウントされている場合がある

このためCNIAでは、NBSの数値では課題が多いため、生産量データ、輸出入量、消費データを常に確認・見直し・分析できる体制をとる必要があると認識し、NBS統計データに異常がある場合には、正しい情報を確実に取り寄せ、信頼度の高い統計データの公表に努めるべきであると提言している。

以上のように、中国統計データの取りまとめに当たっては調整や検討が重ねられてきている。現状では、非鉄金属の需給見通しを検討する際、国際研究会データのほか、民間の調査会社の需給予測データなども併せて参照する方法が取られている。

3. 最後に

15年6月に国家統計局が「中国統

計摘要(要覽)2015」を発行し、00年以降の二次エネルギー生産量、消費量を大幅に修正したため、当方もエネルギー消費効率の計算などを大幅に修正する羽目に陥った。しかし統計の修正というのは中国だけで起きている訳ではなく、資源国の中で中国は比較的統計が整備されている方だ。中国の統計データの信頼性について懐疑的な見方があることは承知しているが、日々の数値の誤差はあるものの経年の変化を見ていくことで傾向が把握できるため有意義と感している。中国のエネルギー、鉱物資源の需給動向を分析する上で中国の公表する統計数値は不可欠な存在である。

(参考文献)

- (1) カレント・トピックスNo.15-24『銅需給、2015年の供給過剰は下方修正、2016年も供給過剰ー2015年春季国際銅研究会(ICSG)需給予測ー』(http://mric.jogmec.go.jp/public/current/15_24.html)
- (2) カレント・トピックスNo.15-31『中国の統計手法の課題と今後の銅の需給見通しー2015年春季国際銅研究会(ICSG)統計委員会参加報告ー』(http://mric.jogmec.go.jp/public/current/15_31.html)

SPECIAL REPORT

中国経済動向データ分析

中国のデータから見る環境問題と対策

大野木昇司 日中環境協力支援センター有限公司 取締役

中国の環境統計には、狭義・広義のものがある。その正確さや信頼性については課題が多いとの指摘もあるが、統計処罰制度や情報公開制度の整備、インターネットの発達、クロスチェック可能な資料の存在により、信頼性は一定程度保たれていると考えられる。統計データから見れば、大気汚染は深刻であるものの、長期的トレンドとしては若干の改善傾向にあり、汚水処理場・ゴミ焼却処理場の大量建設や環境対策が効果を発揮しつつあることがわかる。

◆中国の環境統計の信頼性

中国の環境統計は、ほかの分野の中国統計と同様、正確さや信頼性の面で、多くの課題があるとの指摘は多い。企業ベースでは、排出基準・総量枠超過といった法令違反を逃れるため、汚染排出量に応じて課金される排污費の削減のため、環境設備導入といった環境投資を減らすため、環境データを改ざんして提出する事例が後を絶たない。行政機関ベースでは、計画目標を達成するため、また各部門の業績や自身の昇進のため、環境統計を改ざんする事例があると指摘されている。ただ毎年の作業であるため、偏りがあるといっても一定のトレンドはあると見込まれる。中国の某大学環境学院の教授へのヒアリングによると、遼寧省の某市の一部環境データを精査したところ約2割の相違がみられると指摘した。

一方で、情報公開や統計処罰制度により、あまりに不正確なデータは公表しにくくなっている。全国レベルの統計では正確さを検証することは難しいが、範囲や分野を限定すれば正確さのある程度クロスチェックできる。

環境モニタリングデータの常時公開が進んでいる例として、主要都市

1. 中国環境統計の種類と信頼性

◆中国環境統計の種類

環境統計には、狭義の環境統計と広義の環境統計がある。狭義の環境統計とは、国家統計局が公表する環境分野に係る統計と、環境保護省が公表する環境統計である。具体的に

は「中国環境統計年鑑」、「中国環境統計年報」である。広義の環境統計では、環境保護省が公表するニュースリリースや記者会見などの情報、年次活動報告（「中国環境年鑑」、「中国環境状況公報」等）や公文書に含まれるデータ、水利省や住居・都市建設省など他省庁や地方政府当局が公表する環境分野に係る統計、年次活動報

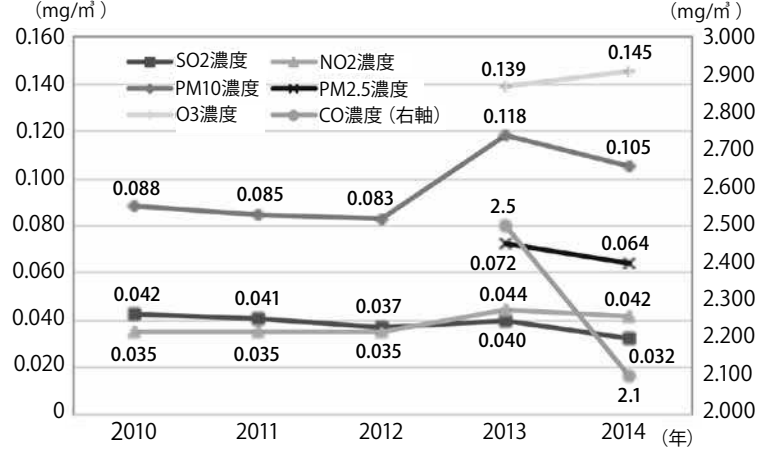
告や公文書中のデータ、さらに中国環境保護産業協会、中国物資再生協会、中国資源综合利用協会、中華工商連合会など（環境・省エネ・リサイクル等）業界団体や大学・研究機関・NGO等が公表する報告書・研究成果、そして中国環境報などの（環境）メディアの報道記事などである。

表1 2015年大気汚染都市ワースト10

順位	都市名
1	河北省保定市
2	河北省邢台市
3	河北省衡水市
4	河北省唐山市
5	河南省鄭州市
6	山東省済南市
7	河北省邯鄲市
8	河北省石家荘市
9	河北省廊坊市
10	遼寧省瀋陽市

(出所) 環境保護省ウェブサイトより筆者作成

図1 主要都市の大気汚染濃度平均値



(出所) 環境保護省「環保重点都市環境空氣質狀況」2010～12年版、「中国環境狀況公報」2013～14年版より筆者作成

企業環境データの常時監視・常時公開や企業による環境情報公開制度、統計処罰制度が徐々に導入されてきた。05年に「汚染源自動監視管理弁法」、06年に「環境統計管理弁法」、07年に「環境モニタリング管理弁法」、16年1月「環境モニタリングデータ改ざん偽造行為判定・処罰弁法」を定め、環境統計や環境モニタリングの制度を整え、環境

ではPM2.5等の大気汚染データは1時間ごとに更新され、住民の体感と大きく異なればネット上やマスコミなどで批判される。また北京であれば米国大使館が大気汚染情報をネット上で公開しており、北京市当局データと比較できる。インターネットの発達が監視を強化している面もある。例えば2015年8月の天津爆発事故では証言やその様子の動画が数多くアップロードされた。断片的ながら一部情報は隠せなくなっており、当局公表のデータと大まかでも比較・クロスチェックできる。

CO₂や大気汚染については衛星観測でもある程度のデータを得られ、海外の研究機関が研究成果を公表している。東アジア酸性雨モニタリングネットワークのような国際間の環境モニタリングや共同研究でもある程度のデータを得られる。これらの情報公開や統計処罰法令、クロスチェックできる公文書・研

データ改ざん・偽造やプログラム改ざんなどの違反行為がある場合は処罰の対象になるとした。特に「改ざん偽造行為判定・処罰弁法」では、工場やモニタリング機器メーカーだけでなく、国家機関や共産党・政治幹部に対しても処罰するとした。行政機関ベースでは、中央や地方の環境部門・統計部門が共同で環境統計データについて、ランダム抽出して改ざん・偽造がないかを検査している。さらに、環境保護省の汚染源全数調査報告、異なる統計主体である水利省や住居・都市建設省など他省庁やほかの業界団体が出す報告書・公報・大学・研究機関等の研究成果などでも比較・クロスチェックできる。同じ項目の統計でも、公表する主体が異なれば、定義・範囲や集計方法、単位などが異なっており、違う数値になることも多い。

中国環境モニタリング中央ステーションはAQI(大気環境指数)の数値を基にした74環境重点都市の大気汚染度ランキングを月別に公表しており、15年通年のワースト10は表1のとおり。ワースト10の大半は河北省南部・東部の都市であった。日本の報

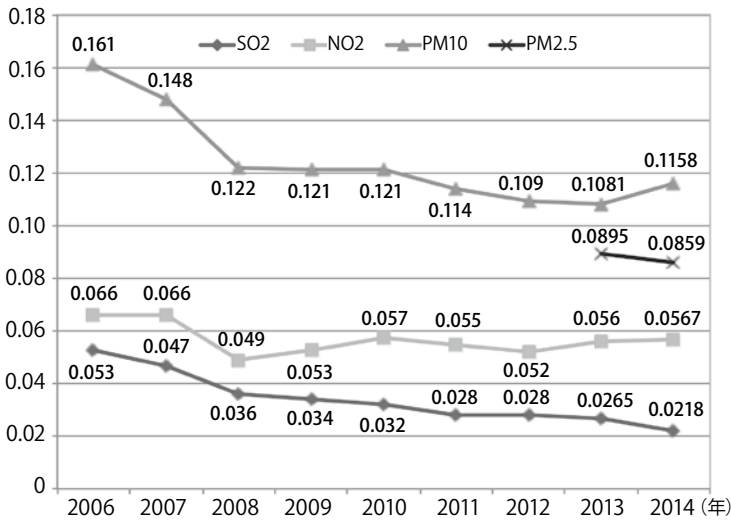
究・資料は、環境統計データ改ざんのプレッシャーになり、環境統計の正確さや信頼性は一定程度担保されるとみられる。

2. 統計データから見る環境分野の動向

◆大気環境状況

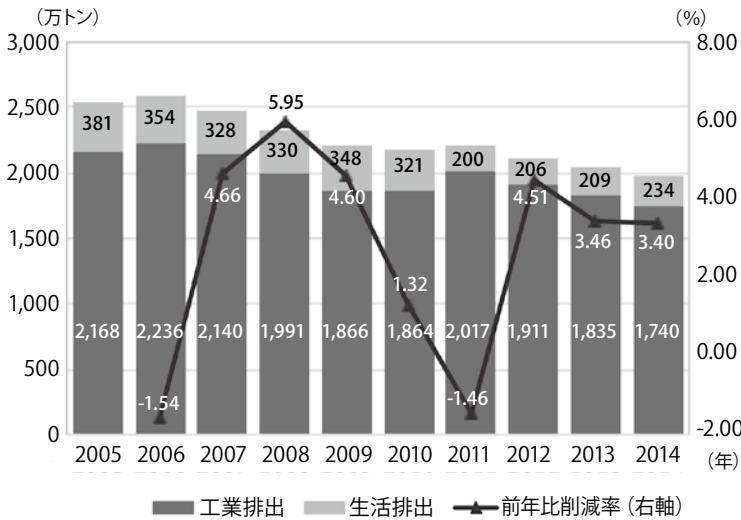
全国都市大気環境状況は、ここ数年大きな変化はなく若干の改善傾向が見られた。14年は図1のとおり、以前から観測されている二酸化窒素(NO₂)、二酸化硫黄(SO₂)、PM10、および13年より74都市で観測・公表されるようになった指標のうち、PM2.5、一酸化炭素(CO)濃度は前年比で緩やかな改善傾向が見られたが、オゾン(O₃)はやや悪化した。なおこの統計は12年まで(113都市)と13年から(74都市)の対象都市が変更になったため、単純比較できない。

図2 北京市大気環境状況の年別推移



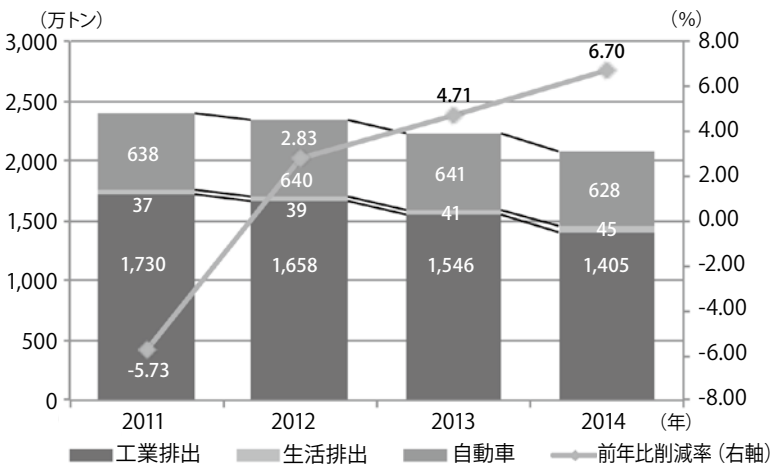
(出所) 北京市環境保護局「北京市環境状況公報」各年版より筆者作成

図3 全国SO₂排出量の年別推移



(出所) 環境保護省「中国環境状況公報」各年版より筆者作成

図4 全国NO_x排出量の年別推移



(出所) 環境保護省「中国環境状況公報」各年版より筆者作成

◆北京の大気環境状況

北京市の10～15年の大気環境状況は図2のとおりである。PM10濃度はやや悪化した。PM2.5濃度、PM2.5濃度、NO₂濃度で若干の改善傾向または同水準を維持し、全体としては緩やかに改善してい

道で大気汚染が深刻な印象を持たれがちな首都北京市はワースト10には入っていない。

◆大気汚染物質排出量

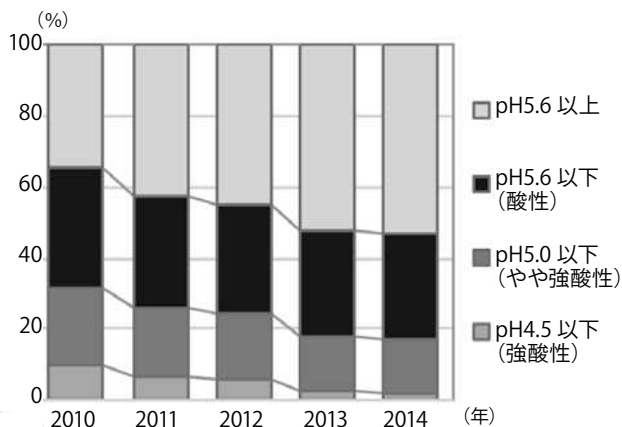
11年に公布された第12次五カ年計画(以下「12・5計画」)では、大気分野についてSO₂、窒素酸化物(NO_x)の排出量を5年でそれぞれ8%、10%削減する目標を打ち出した。大気SO₂対策では、引き続き小

ることが分かる。一方、ネット上では実感上として大気汚染はますます深刻化しているとの指摘がある。

型の石炭火力発電所、製鉄所、セメント工場、旧式設備工場の整理、クリーンエネルギー転換、発電所・セメント工場への排煙脱硫装置取り付け等を進めた結果、図3のとおり、14年のSO₂排出量は前年比3・40%減の1974万トンとなり、10年比で約10%減となり、目標値を前倒しで達成した。16年1月の全国環境保護工作会议での陳吉寧環境大臣の講話によると、石炭火力発電所への脱硫・

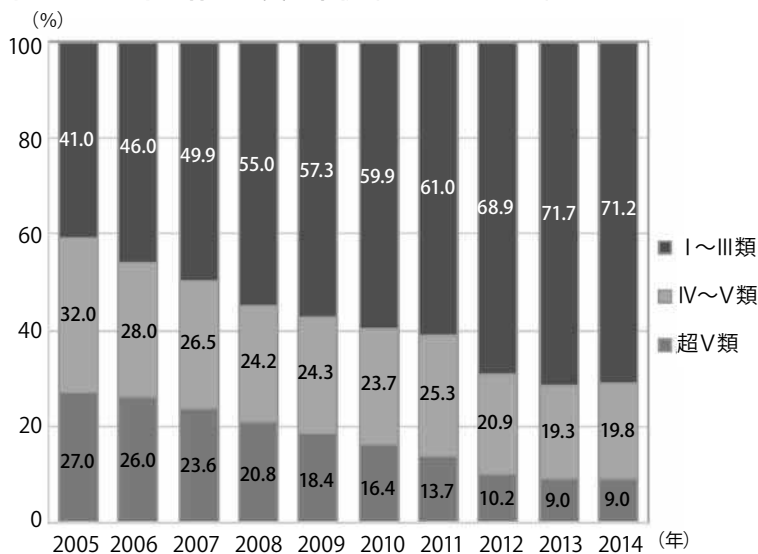
脱硝設備導入率はそれぞれ10年の82・6%、12・7%から15年には96%、87%に伸び、対策が進んでいることが示された。大気NO_x対策では、12・5計画で初めて強制的総量規制の対象となつたことを受け、小型火力発電所・製鉄所・セメント工場・旧式設備工場の整理、クリーンエネルギー転換のほか、旧式自動車の廃棄(183万台)や発電所への排煙脱硝装置据え付け事業

図5 酸性雨被害の割合



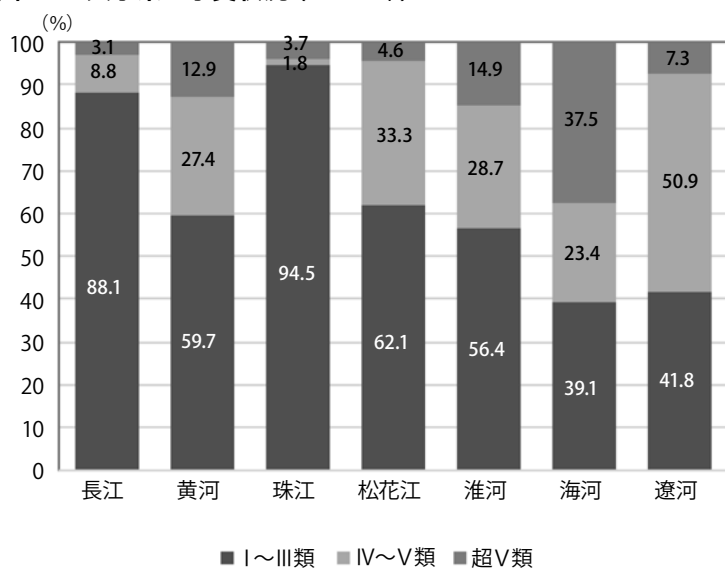
(出所) 環境保護省「中国環境状況公報」各年版より筆者作成

図6 7大水系全体の水質の推移(2005~14年)



(出所) 環境保護省「中国環境状況公報」各年版より筆者作成

図7 7大水系の水質状況(2014年)



(出所) 環境保護省「2014中国環境状況公報」より筆者作成

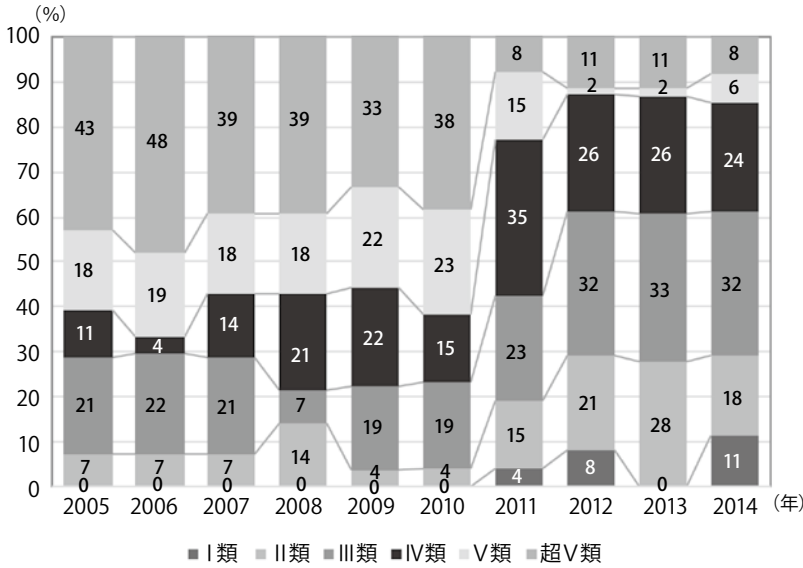
本格化(脱硝導入済み発電機は発電設備容量ベースで2億500万kW分、電力産業NOx排出量11%減)とそれに伴う脱硝済み優遇電力価格(末端ユーザー負担)の導入等により、図4のとおり、14年のNOx排出量は前年比6・70%減の2078万トンであった。この排出削減は、主に工業排出源によるもので、生活排出源・自動車は前年に引き続き微増となった。

◆酸性雨
酸性雨の状況は改善傾向にあり、14年には図5のとおりpH5・0以下の割合は20%を下回るまでに改善されている。酸性雨が深刻な地域は、浙江省・山西省・湖南省・福建省の大部分の地域、重慶市南部、広東省中部等の中国南部地域に集中している。山西省や内モンゴル自治区など石炭主要産地の集中する北方で酸性雨が少くないのは、アルカリ性である北方の土壌や黄砂によつて中和される

ためである。
◆河川の水質状況
中国の河川は、長江水系(河南省・四川省等)、黄河水系(山西省・陝西省等)、珠江水系(広東省・広西チワン族自治区)、松花江水系(吉林省・黒龍江省等)、淮河水系(河南省・安徽省等)、海河水系(天津市・河北省等)、遼河水系(遼寧省等)の七大大水系からなる。河川の主要汚染物質は、水中の有機物質濃度を示すCOD

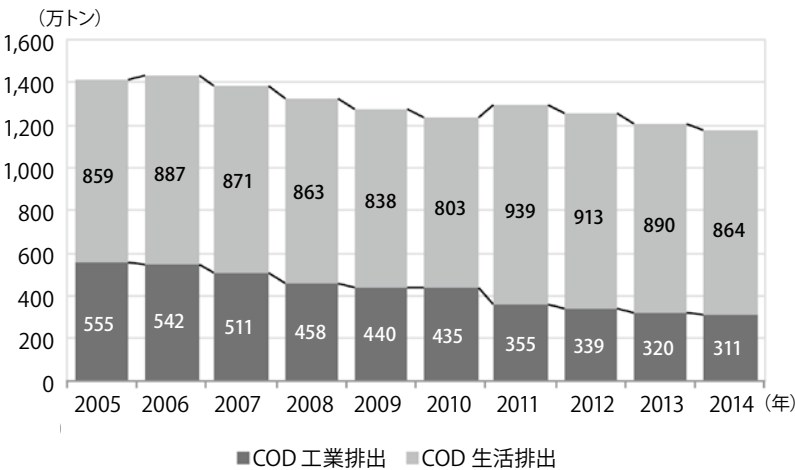
(化学的酸素要求量)・BOD(生物化学的酸素要求量)や、アンモニア性窒素(AN)等の指標により測定され、生活飲料水に使えるI~III類、工業から農業用水に使用可能なIV~V類、工業・農業にも利用不可である超V類の6分類される。七大大水系の水質は、図6のとおり、14年の七大大水系国家監視地点の地表水の水質は、I類~III類71・2%、IV~V類19・8%、超V類9・0%であり、年々I~III類の割合が増加、超V類の割合

図8 重点湖沼(ダム) 水質の割合



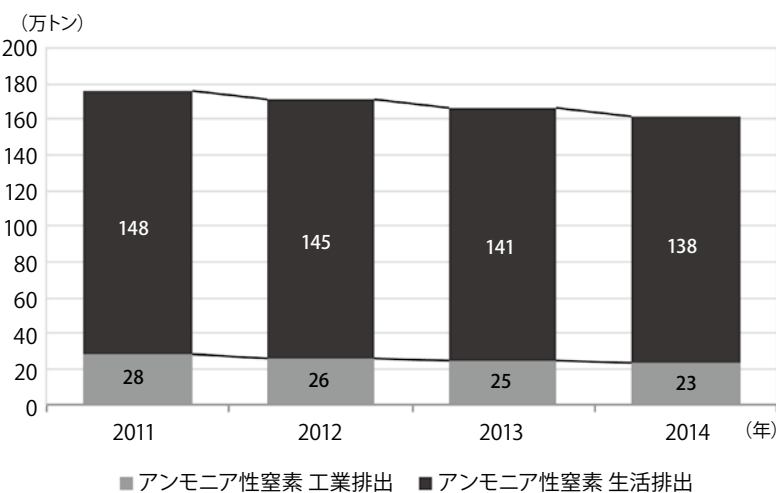
(出所) 環境保護省「中国環境状況公報」各年版より筆者作成

図9 全国COD排出量 工業・生活排出の割合



(出所) 環境保護省「中国環境状況公報」各年版より筆者作成

図10 全国アンモニア性窒素排出量 工業・生活排出の割合



(出所) 環境保護省「中国環境状況公報」各年版より筆者作成

◆湖沼の水質状況

が減少して改善傾向にあったが、14年はやや悪化した。また、主要河川的主流部分に限られており、非主要河川・支流部分には汚染が深刻な流域や悪化している水域もある。水系ごとに見ると、図7のように、天津市・河北省を抱える海河水域の超V類割合が大きい一方、特に中国南部の珠江水系は大部分で良好な水質を示している。

◆富栄養化状態を見ると、富栄養化・

中国の代表的な湖沼には、国のモニタリング対象となっている62の重要湖沼(ダム)があり、図8にそれらの水質割合の年別変化を示した。10年まではおおむね横ばいに推移してきたが、11年以降は高汚染湖沼の割合が大きく低下している。なお、この数値も主要湖沼のみのものであるため、中小湖沼などで汚染が悪化しているケースもある点に留意が必要である。

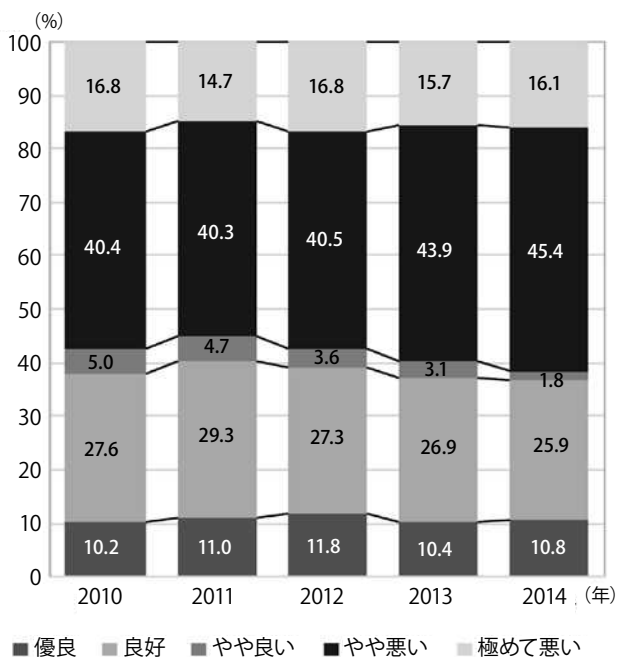
◆主要水汚染物質排出量

12・5計画では、水分野についてCODとANの排出量を10年比でそれぞれ8%、10%削減することを目指している。COD排出量では、図9のとおり、前年比2・89%減の1175万トンとなり、緩やかな

◆地下水の水質状況

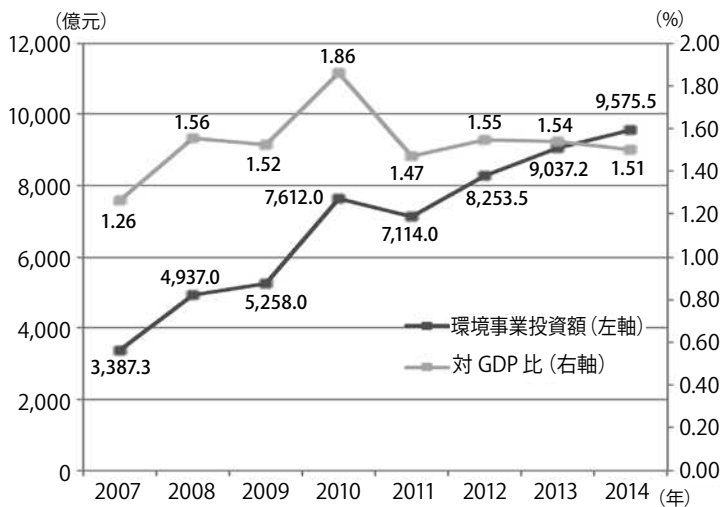
地下水水質については、10年より数値が開示されており、年別推移は図11のとおり。全国4778カ所の地下水観測点のうち、「やや悪い」「極めて悪い」が約6割となっており、全体として依然深刻な状況であることが

図 11 地下水水質状況の年別推移



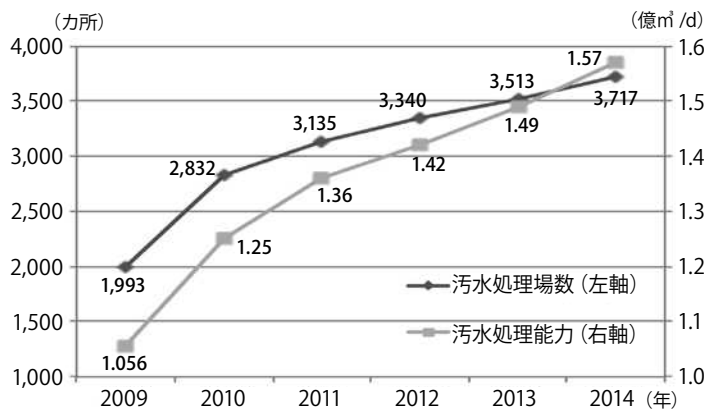
(出所) 環境保護省「中国環境状況公報」各年版より筆者作成

図 12 環境対策投資額とそのGDP比の年別推移



(出所) 国家統計局「中国統計年鑑」各年版より筆者作成

図 13 全国都市生活污水处理場の処理能力と件数の年別推移



(出所) 住居・都市建設省「都市生活污水处理施設建設・運行状況」各年版より筆者作成

見て取れる。

◆環境対策事業投資額

トレンドを見ると、環境対策事業投資額はGDP成長率より大きく伸びている。図12のとおり、14年の環境対策事業投資額は9575億5000万元となり、13年より5.96%増えた。また、14年の環境対策事業投資額の対GDP(国内総生産)比は1.51%となり、同0.03ポイント減となった。

ここで示す環境対策事業投資額に

は、中央政府による財政投資、地方政府による財政投資のほか、企業による環境投資が含まれ、分野別では旧式工業汚染源対策、新規建設事業環境対策、都市環境インフラ建設からなる。

◆都市環境インフラ整備状況

都市生活污水处理場は11.5計画の建設ラッシュが過ぎ、安定成長の段階に入っている。住居・都市建設省によると図13のとおり、14年末の全国都市生活污水处理場の処理能力は

1億5700万m³/dとなり、13年より5.4%増となった。処理場数は3717カ所となり、13年より5.81%増となった。

◆都市生活ごみ焼却処分場

12.5計画では、都市生活ごみ無害化処理にあたって焼却方式を大幅に増やす方針を打ち出したことから、12年以降都市生活ごみ焼却(発電)施設の建設ラッシュが本格化しており、14年も引き続き各地で建設が相次いだ。図14に示すとおり、14年末の

都市生活ごみ焼却処分場の処理能力は18万5957トン/dとなり、13年より17.3%増となった。図15のとおり、実際の都市生活ごみ無害化処理量に占める焼却処理量の割合は、13年より2.4ポイント増えて32.5%となり、15年末35%目標の達成に近づいた。

◆土壤環境汚染状況

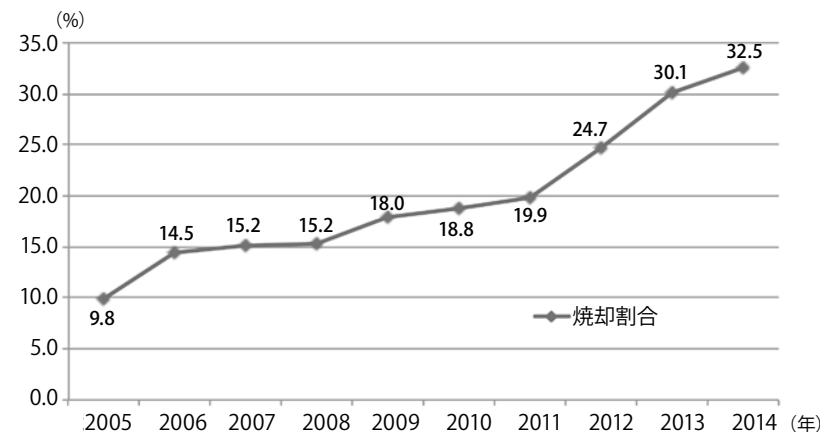
環境保護省と国土資源省は14年4月、約8年かけて調査した「全国土壤汚染状況調査公報」を公表した。

図 14 都市生活ごみ焼却処分場の処理能力の年別推移



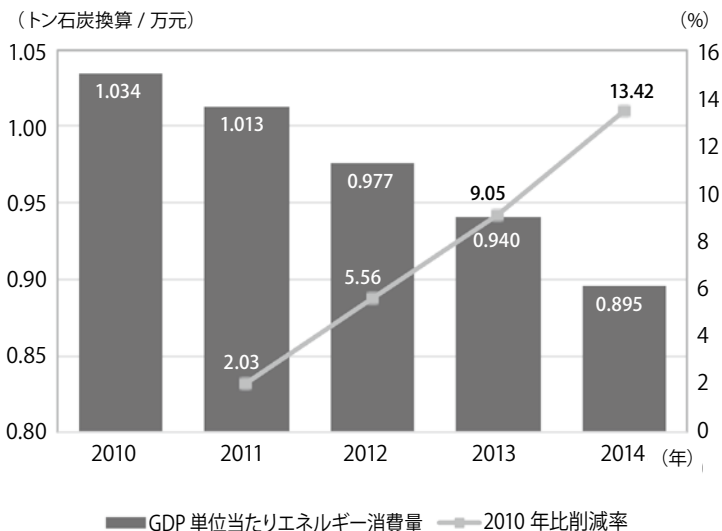
(出所) 国家統計局「中国統計年鑑」各年版より筆者作成

図 15 実際の都市生活ごみ無害化処理量に占める焼却量の割合年別推移



(出所) 国家統計局「中国統計年鑑」各年版より筆者作成

図 16 単位 GDP 当たりエネルギー消費量と対 2010 年比累計削減率



(出所) 国家統計局「中国統計年鑑」各年版より筆者作成

全調査地点の基準超過率は16・1%であるが、工業団地や工場周辺では3〜4割にのぼる。最大の汚染類型は「無機型汚染」(82・8%)、次いで「有機型汚染」となっており、「複合型汚染」の割合は比較的小さい。土壤汚染の分布状況では、南方は深刻であり、長江デルタ、珠江デルタ、東北地方の古い工業基地など二部地区で比較的深刻であり、南西・中南地区でも土壤重金属基準を超える範囲は広い。

◆エネルギー消費量とCO₂排出量
「エネルギー効率」を表す数値に、単位GDP当たりエネルギー消費量がある。12・5計画期間には、単位GDP当たりエネルギー消費量を10年比16%削減するという強制目標が定められているが、図16に示すとおり、14年には10年比13・42%減まで達成しており、中国がエネルギー効率改善を継続していることが分かる。

ただしエネルギー消費量全体で見ると、中国は08年に米国を抜いて世界トップとなった後にも、毎年増加を続けている。そのため中国は、水力・太陽光・風力・原子力などの非化石エネルギーに力を入れており、太陽光発電・風力発電などの累計導入量は世界最大となっている。

人当たり排出量を見た場合、中国は日米よりまだ低い水準にあり、今後増加傾向が続くと見込まれる。これに対して、CO₂を主とする温室効果ガスの排出権取引実証事業が、北京市、天津市、上海市、重慶市、広東省、湖北省、深圳市の7省市で始まっている。これは、17年排出権取引の全国市場化を目指したもので、各地で実証経験が重ねられている。各地の経験の統合にあたっては依然解決すべき多くの課題が指摘されている。



全国人民代表大会と中国の立法制度改革

岡村志嘉子

国立国会図書館 調査及び立法考査局海外立法情報調査室 主任調査員

毎年3月、全人代が開催される人民大会堂

毎年3月、中国の国会に当たる全国人民代表大会（全人代）が開催される。中国の憲法は全人代を最高の国家権力機関と規定しているが、中国共産党による決定がすべてに優先する中国で、全人代はそれを追認するだけの「ゴム印」会議だと長い間揶揄されてきた。しかし今日、「法に基づく国家統治」（中国語で「依法治国」）を指し法整備に力を入れる中国において、全人代はかつてのような単なる「ゴム印」ではなくなりつつある。立法院として実質的な機能を徐々に発揮するようになってきた全人代と、中国の立法制度をめぐる新たな動きをいくつか紹介する。

TOPICS 法整備の進展

中国では、最近1年あまりの間に、反スパイ法、国家安全法、反テロリズム法と、国家安全政策に関わる法律が相次いで制定され、我が国でもかなり大きく報道された。これに限らず、近年、中国の立法動向を伝える国内報道が増加している。政治的にも経済的にも中国が国際社会で大きな存在となる中で、中国の立法動向は日本にとっても重要性の高いものとなっている。ただ、中国の立法動向に関する報

道が増えていると言っても、我が国での報道は、我が国の利害に直接関係する内容のみであることが多い。実際のところ、中国では近年、政治、経済、社会のあらゆる分野で法律の制定または改正が盛んに行われている。我が国のメディアで報道されるのは、そのごく一部分でしかないのである。

習近平政権は現在、法に基づく国家統治を重要な政策方針の一つとして掲げ、体系的な法整備に力を入れていく。法に基づく国家統治の推進は、習近平政権になって初めて掲げられた方針ではなく、1997年9月の中国共産党第15回全国代表大会ですでに提起されていた。99年の憲法改正では、憲法の規定としても明記されている。対外的な側面として、2001年の世界貿易機関（WTO）加盟に伴い、関係法整備の加速化が重点課題の一つとなったという背景もある。かつて法整備が立ち遅れ、「法治」が十分に機能していないと言われていた中国の状況は、今大きく変化している。

TOPICS 立法制度の根拠法と立法法の改正

中国の立法制度については、憲法に定めがある。立法機関である全人代とその常設機関として設置されている全

人代常務委員会の構成、職権、全人代代表の選挙、任期等について、現行の憲法では第57条から第78条まで、22カ条にわたって規定している。このほか、全国人民代表大会組織法、國務院組織法、地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法、民族区域自治法などに、それぞれ関係する立法制度についての規定がある。

もう一つ、立法制度について規定する法律として立法法がある。中国では立法権限が分散し、法の適用や解釈の統一性が保たれていないことがしばしば問題となってきた。そのため、法体系を明確化し立法制度全体の整備を促進するための法的基盤として、立法法の制定が必要とされた。法に基づく国家統治の推進を明記した99年の憲法改正を承けて、00年に制定された立法法は、国の立法活動の基本法と位置付けられ、法の種別ごとに立法権限や立法手続を具体的に定めている。

00年の立法法施行後、中国の経済発展はますます加速し、社会情勢も著しく変化している。そのような中で、現行の立法制度に関して、立法手続の合理化・効率化、地方の立法権の拡大や地方への権限移譲などが新たな課題として浮上してきた。地方政府が行政命令の形で実施する課税や、市民生

活に影響する各種の規制措置も社会的に大きな問題となつている。そのため、法に基づく国家統治の一層の推進に向け、合理的な法体系の確立や立法の質的向上を目的として、立法法の改

表1 中国の法体系

法規の種類		法規の名称 (主なもの)	立法機関
中央			
憲法		憲法	全国人民代表大会 (憲法改正)
法律	基本的な法律	法、決定	全国人民代表大会
	その他の法律	法、決定	全国人民代表大会常務委員会
行政法規		条例、決定、規定、弁法	國務院
部門規則		弁法、決定、規定、命令	國務院各部・委員会
地方			
地方性法規		条例、弁法、規定、決定、決議	地方人民代表大会及び同常務委員会 (民族自治地域を含む)
自治条例・単行条例		条例、弁法、規定、決定、決議	自治区・自治州・自治県人民代表大会
地方政府規則		弁法、決定、規定、命令	地方人民政府

(出所) 筆者作成

TOPICS

全人代の機能と立法の仕組み

正が行われることになった。立法法改正案は、15年3月15日、第12期全人代第3回会議で可決、成立し、改正法は同日公布、施行された。

改正立法法では、立法目的の一つとして立法の質の向上が謳われたほか、立法の公開義務も明記された。また、地方の立法権の拡大、税制に関する根拠法の整備義務なども定められた。

全人代は3000人弱の代表によつて構成される最高の国家権力機関である。代表の任期は5年で、会議は年1回、例年3月に2週間程度の期間開催される。全人代代表全員が集まる会議はこの年1回のみであり、この会議は立法活動に関してはほとんど形式的な場ではない。

それに対して、立法機関としての全人代の役割を実質的に担っているのが、全人代常務委員会である。全人代常務委員会は全人代の常設機関であり、全人代の閉会期間中、その職権の一部を行使する。委員は全人代代表の中から選挙で選ばれる。常務委員会会議は2カ月に1回招集され、各回約1週間の会議において法案審議などが行われる。現在の全人代常務委員会

は委員長1人、副委員長13人、秘書長1人、委員約160人で構成されている。

中国の法体系は表1のとおりである。このうち、法律は刑事、民事、国家機構等に関する基本的な法律とその他の法律で扱いが分かれる。基本的な法律(具体的には、刑法、民法通則、物権法、契約法、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政訴訟法、立法法など)の制定および改正は、全人代常務委員会での審議を経て年1回の全人代会議に上程され、採決が行われる。それ以外の法律の制定・改正は、全人代常務委員会が審議および採決を行う。法案は原則として3回の会議で審議を行い、その過程で審議中の法案を公表し、意見公募(パブリックコメント)を実施することが制度として定められている。

TOPICS

法律で定めるべき事項

改正立法法第8条は、法律で定めるべき事項として次の11項目を挙げて

- ① 国家主権事項、② 各級人民代表大会、人民政府、人民法院及び人民検察院の設置、組織及び職権、③ 民族区域自治制度、特別行政区制度及び基層大衆自治制度、④ 犯罪及び刑

- 罰、⑤ 国民の政治的権利を剥奪し及び身体を制限する強制措置及び処罰、⑥ 税目の設置、税率の確定及び租税徴収管理等の租税基本制度、⑦ 非国有財産に係る徴収及び収用、⑧ 民事基本制度、⑨ 基本経済制度並びに財政、関税、金融及び貿易の基本制度、⑩ 訴訟及び仲裁の制度、⑪ その他全人代及び同常務委員会が法律を制定すべき事項。

これら11項目はすべて、法律の規定をその根拠とする必要がある。このうち⑥と⑦が改正前の旧立法法の規定と異なる。旧法では、⑥に対応する税制関連の事項について「税収の基本制度」と定めるのみで、その具体的な内容が明記されていなかった。実際、中国の現行の18種類の税目のうち、法律に基づくものは個人所得税(個人所得税法による)、企業所得税(企業所得税法による)、車船税(車船税法による)の3種類のみであり、その他は「暫定条例」等により定められている。このような法整備の立ち遅れによる税制の規範欠如が恣意的で不透明な徴税の誘因となり、また汚職・腐敗の温床にもなっていた。「法治」ではなく「人治」だと言われる原因の一つでもあった。今回の立法法改正では、この点について抜本的な改革を目指している。

また、再開発のための立ち退きや土地収用のトラブルが増加する中で、項目⑦では、非国有財産の収用についても法律の規定によらなければならないことが明記された。

TOPICS 法案への意見公募制度

今回の立法法改正では、法案に対する意見公募（パブリックコメント）の実施に関する規定が新たに盛り込まれた（第37条）。改正前の旧立法法にも意見公募を行うことができるとする規定はあつたが、すべての法案について意見公募を原則として義務付ける規定が定められたのはこれが初めてである。法案は、常務委員会会議の後、その起草または改正に関する説明とともに公表し、一般から意見を募集しなければならない（委員長会議が公表しない旨を決定したものを除く）。意見公募の期間は、通常30日を下回らないものとし、その結果の公表も義務付けられている。

実際には、法案への意見公募は、以前から基本的にすべての法案に対して実施され、すでに定着していると言える。意見の提出は、全人代ホームページの法案意見公募管理システムを通じて、また書面等により可能である。法律だけでなく、行政法規等の下位法

令についても意見公募の仕組みが整備されている。寄せられた意見を参考に、法案がかなり修正されることも稀ではない。意見公募は通常、全人代常務委員会での第1回審議の後に行われるが、社会的に注目され議論の多い法案の場合、意見公募が2回、時には3回行われることもある。

表2は、12年以降、全人代での法案審議過程で実施された意見公募の結果一覧である。公募意見の件数は、百件未満のものから万単位のものまで様々である。市民生活や財産権に直接関係する法案に多くの意見が寄せられる傾向がある。また、環境保護法、消費者権利利益保護法、行政訴訟法、食品安全法、広淫法、刑法第9次改正、大気汚染防止法、慈善法については意見公募が2回、資産評価法については3回行われている。

TOPICS 意見公募と法案修正 —反家庭暴力法の場合—

意見公募で多くの意見が寄せられた法案は、その後かなり大きな修正が行われる場合も少なくない。最近注目を集めた反家庭暴力法の場合を例に挙げてみよう。

家庭内暴力は中国でも大きな社会問題となっている。中華全国婦女連合

会の最近の統計では、回会が受理した家庭内暴力関連の訴えは中国全土で年間4万〜5万件に上っている。反家庭暴力法案は、15年8月の全人代常務委員会に提出され第1回審議が行われた後、全人代ホームページで公表され、1カ月間意見公募が行われた。その結果、8792人から計4万2203件の意見が寄せられた。

意見公募時に公表された法案は全35カ条であつた。しかし、15年12月27日に全人代常務委員会会議で可決された法律に盛り込まれた条文の主なものには、次のような内容が含まれている。

- ①身体的な暴力以外に、日常的な罵倒や脅迫による精神的な被害も家庭内暴力に含める、②国には家庭内暴力を防止する責任がある、③被害者の意向を尊重し、そのプライバシーを保護しなければならない、④未成年者、高齢者、障害者、妊産婦、重病者への家庭内暴力には特に配慮しなければならない、⑤人身安全保護令は保護申請者の申請に基づき、取消し、変更または延長ができるものとする、⑥家族以外の同居者間の暴力行為もこの法律の対象とする。

このように、法案審議の一つの過程として意見公募制度が組み込まれたことにより、法案の内容についての検討が一層促進され、全人代は立法機関としてより一層重要な役割を担うようになってきている。

TOPICS 全人代代表の立法活動を補佐する機関

各国の立法機関には、通常、議員が独立して十分な立法活動を行えるよう、議員のために国政課題に関する調査や資料提供等を行う専門組織が置かれる。米国議会図書館の内部として設置されている議会調査局（Congressional Research Service: CRS）が、その代表的なものである。CRSは国政上の様々な課題についての調査報告「CRSレポート」を刊行していることで知られる。

米国議会図書館をモデルとして設立された我が国の国立国会図書館も、国会の諸活動を調査・情報提供の面で補佐することを重要な役割の一つと定め、立法調査サービスを専門に行う調査及び立法審査局を設置している。国会議員のための調査サービスの処理件数は年間約4万件に上り、あわせて各種の調査レポートや参考資料の刊行も行っている。

表 2 中国全人代での法案審議過程におけるパブリックコメント募集状況 (2012 年以降)

法案名	募集期間	提出者数(名)	意見数(件)
民営教育促進法改正案(第2回審議稿)	2016.1.7~2016.2.6	321	1,448
慈善法案第2回審議稿修正稿	2016.1.11~2016.1.31	169	661
野生動物保護法改正案	2015.12.30~2016.1.29	1,640	6,205
中医薬法案	2015.12.30~2016.1.29	13,290	32,487
映画産業促進法案	2015.11.6~2015.12.5	131	309
深海海底区域資源探査開発法案	2015.11.6~2015.12.5	30	83
慈善法案	2015.10.31~2015.11.30	452	1,843
反家庭暴力法案	2015.9.8~2015.10.7	8,792	42,203
国家勲章・国家荣誉称号法案	2015.9.8~2015.10.7	52	140
教育関係法一括改正法案	2015.9.8~2015.10.7	120	280
資産評価法案(第3回審議稿)	2015.9.8~2015.10.7	753	3,820
刑法第9次改正案(第2回審議稿)	2015.7.6~2015.8.5	76,239	110,737
大気汚染防止法改正案(第2回審議稿)	2015.7.6~2015.8.5	566	1,762
サイバーセキュリティ法案	2015.7.6~2015.8.5	1,564	4,240
種子法案	2015.5.5~2015.6.4	1,559	8,022
国外非政府組織管理法案(第2回審議稿)	2015.5.5~2015.6.4	255	1,803
国家安全法案(第2回審議稿)	2015.5.6~2015.6.5	288	1,020
科学技術成果転化促進法改正案	2015.3.2~2015.4.1	97	260
大気汚染防止法改正案	2014.12.30~2015.1.29	971	5,047
立法法改正案(第2回審議稿)	2014.12.30~2015.1.19	109	218
食品安全法改正案(第2回審議稿)	2014.12.30~2015.1.19	878	2,943
広告法改正案(第2回審議稿)	2014.12.30~2015.1.19	1,726	2,238
刑法第9次改正案	2014.11.4~2014.12.3	15,096	51,362
反テロリズム法案	2014.11.4~2014.12.3	1,023	3,295
立法法改正案	2014.8.31~2014.9.30	230	609
広告法改正案	2014.8.31~2014.9.30	1,403	2,380
行政訴訟法改正案(第2回審議稿)	2014.8.31~2014.9.20	1,586	2,300
反スパイ法案	2014.8.31~2014.9.15	81	211
食品安全法改正案	2014.7.1~2014.7.31	2,468	8,877
航路法案	2014.4.25~2014.5.24	445	1,487
安全生産法改正案	2014.3.2~2014.4.1	3,181	7,142
行政訴訟法改正案	2013.12.31~2014.1.30	1,483	5,436
軍事施設保護法改正案	2013.12.31~2014.1.30	15	25
資産評価法案(第2回審議稿)	2013.9.6~2013.10.5	1,360	32,642
消費者権利利益保護法改正案(第2回審議稿)	2013.9.6~2013.10.5	640	1,344
環境保護法改正案(第2回審議稿)	2013.7.19~2013.8.18	822	2,434
消費者権利利益保護法改正案	2013.4.28~2013.5.31	1,408	3,240
商標法改正案	2012.12.28~2013.1.31	145	544
特殊設備安全法案	2012.8.31~2012.9.30	124	527
旅行法案	2012.8.31~2012.9.30	544	2,270
環境保護法改正案	2012.8.31~2012.9.30	9,582	11,748
予算法改正案(第2回審議稿)	2012.7.6~2012.8.5	19,115	330,960
高齢者権利利益保護法改正案	2012.7.6~2012.8.5	1,418	56,861
労働契約法改正案	2012.7.6~2012.8.5	131,912	557,243
証券投資基金法改正案	2012.7.6~2012.8.5	1,132	88,226
農業技術普及法改正案	2012.4.27~2012.5.31	1,180	3,244
資産評価法案	2012.2.29~2012.3.31	6,372	156,122

(出所)「法律草案徵求意見」中国人大網 <http://www.npc.gov.cn/npc/flcazqyj/node_8176.htm> に基づき筆者作成

中国でも、全人代が実質的な立法機関として機能強化され、全人代代表が立法活動の実質的な担い手として一定の役割を果たすようになりつつある中で、同様の組織が設置された。

中国の国立図書館である中国国家図書館の立法・政策決定サービス部は、中央国家機関の立法および政策決定のための各種の調査や資料提供を担当

する部署である。全人代代表よりも政府機関へのサービス提供が主であるが、全人代代表への直接的なサービスも徐々に拡充している。

98年3月から、毎年3月の全人代と全国政治協商会議(政協)の会期中に、この2つの会議に参加する代表に対し、審議参加や法案・議案作成に必要な文献や参考情報の提供、代

表からの調査依頼への回答等のサービスを開始した。03年7月からは、全人代常務委員会とその9つの専門委員会の委員に対する通年の文献情報提供サービスも開始された。全人代常務委員会では審議中の法案に関する基本資料・背景説明資料、法律の基本概念・定義その他関連文献の提供のほか、法案の起草や検討に必要な事項に関する

調査依頼への回答などを行っている。全人代向け情報提供専用のホームページも開設されている。

立法活動を補佐することのような組織の活動状況は、全人代での実質的な立法活動がどれだけ活発に行われているかを知るための二つの指標にもなる。まだ萌芽期と言える段階であるが、今後を注目していきたい。



札幌市は観光地としての人気が高い（「広東国際旅遊産業博覧会 2015」北海道・札幌市のブースにて）



中国人は体験を好む（「広東国際旅遊産業博覧会 2015」北海道の観光地パネル写真をバックに浴衣姿で記念撮影）

日本政府観光局(JNTO)の発表によると、2015年度の訪日旅行客数は1,973万人(前年比47.1%増)と、過去最高を記録した。同年の訪日中国人観光客数は499万人(前年比107.3%増)と、ほぼ2倍の数字となり、伸び率を含めこちらも過去最高を記録した。

訪日中国人観光客の動向

●日中経済協会 北京事務所札幌経済交流室 室長代理 小笠原宅麻

訪日観光の現状

我が国への訪日外国人客数の大半は近隣のアジア諸国・地域、とりわけ韓国と台湾から極めて多く、この十数年、訪日外国人客数のトップは韓国(2014年のみ台湾)であったが、15年に初めて中国が訪日外国人客数のトップとなった。このように、昨年は訪日外国人客数の記録を塗り替える年となり、とりわけ中国人観光客の存在感が目立った年と言えるだろう(表1)。

では、今後もこの勢いが続くのかどうか、というのが大変関心のあるところである。13年に初めて訪日外国人客数が1000万人を超え、僅か2年でその数が約2倍になったのだから、観光産業が我が国にもたらす経済効果への期待感は極めて大きいのが実情だ。近年、訪日観光客数が爆発的に増えた背景としては、団体・個人ビザの発給要件の緩和、免税店の対象範囲拡大、円安などが主な要因として挙げられるが、為替については今後も永続的に円安が続くことはなく、年度ごとの訪日外国人客数に影響を及ぼすことは避けられないであろう。しかしながら、世界の観光市場がものすごい勢いで伸び続けてお

り、とりわけ、訪日外国人観光客の大部分を占めるアジア諸国・地域は近年経済成長が著しいことから、長期的に見れば年度ごとに多少の増減はあれ、訪日外国人観光客数は増加していくと思われる。また、日本政府は20年の東京オリンピックまでに3000万人の訪日外国人観光客を呼び込むことを発表(目標を上方修正)しているが、これらの要因から、突発的な外部要因が発生しない限り、この目標は達成可能な水準と考えるのが妥当であろう。

表1 訪日外国人観光客数の国・地域別ランキング(2015年度)

順位	国・地域	人数(万人)	前年比(%)
1	中国	499.3	107.3
2	韓国	400.2	45.3
3	台湾	367.7	29.9
4	香港	152.4	64.6
5	タイ	79.6	21.2

(出所) 日本政府観光局(JNTO)発表資料をもとに作成

表2 各国・地域の団体観光客と個人観光客の割合 (2014年度)

国・地域	訪日外国人人数 (万人)	割合 (%)	
		団体	個人
台湾	282.2	44.4	55.6
韓国	277.5	18.3	81.6
中国	240.9	61.1	38.9
香港	92.5	24.7	75.2
米国	89.1	11.5	88.5
タイ	65.7	33.8	66.2
オーストラリア	30.2	8.4	91.6
マレーシア	24.9	27.7	72.3
シンガポール	22.7	21.0	79.0
英国	22.0	8.1	91.9

(注) 個人旅行の割合は、日本政府観光局 (JNTO) 発表資料の旅行手配方法の3項目 (「個人手配」、「個人旅行向けパッケージ商品を利用」、「団体ツアーに参加」) の内、「個人手配」と「個人旅行向けパッケージ商品を利用」を合算したものの。
(出所) 日本政府観光局 (JNTO) 発表資料をもとに作成

表3 上海総領事館査証発給データ (2015年度)

	人数 (万人)	割合 (%)
団体	66.7	43.1
個人	71.9	46.5
観光以外	16.1	10.4
全体	154.8	100.0

(出所) 在中国上海総領事館発表資料をもとに作成

表4 国・地域別訪日外国人観光客の旅行消費額 (2015年度)

国・地域	1人当たり旅行消費支出 (円)	訪日旅行者全体の旅行消費額 (億円)
中国	283,842	14,174
米国	175,554	1,814
香港	172,356	2,627
台湾	141,620	5,207
韓国	75,169	3,008

(出所) 観光庁の発表資料をもとに作成

存在感を増す中国の F I T

F I Tとは「Foreign Independent Travel」の頭文字を取ったものであり、個人手配の観光客を指す略語である。この F I Tだが、中国は世界的に見て F I Tの割合が低く、団体観光客の割合が極めて高い。表2のとおり、訪日外国人客数上位10カ国・地域中、団体観光客の割合が F I Tを上回っているのは中国だけである。

他の先進諸国を見て分かるように、その他様々な要因はあるにせよ、経済の成熟度に比例して F I Tの割合が高まる傾向にある。現に、上海からの訪日観光客に限って言えば、F I Tの割合が団体観光客をすでに上回っている (表3)。

観光庁の訪日外国人動向調査 (15年度速報値ベース) によると、訪日外国人旅行消費額は3兆4771億円 (前年比71・5%増) となり、年間値で初めて3兆円を突破。中でも

際立っているのが中国人観光客の消費額で、その額は1兆4174億円と全体の40・8%を占めて国・地域で断トツのトップとなっている。また、訪日外国人1人当たり消費支出の平均は17万6168円であるが、中国は28万3842円と、こちらも国・地域別トップの結果となっている (表4)。

つまり今後は、消費意欲旺盛な中国人 F I Tをいかにして取り込むかが、観光産業に携わる者として大変

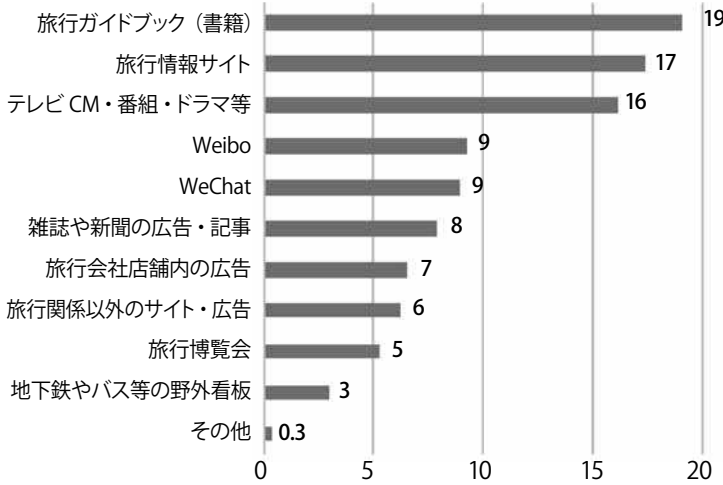
最も重要な媒体は インターネット

重要な意味を持つわけである。日本国内における訪日中国人観光客は、すでにマーケティング戦略上無視できない存在となっている。

訪日中国人観光客が観光情報を入手する際、最も重要視する媒体はインターネットである。当室が昨年、中国人1000人に対して無作為に行った調査では、図1のとおり、旅行情報サイトの他、SNS (Weibo、Wechat) を合わせた割合が35%に達しており、インターネットを媒体とした情報収集の影響力の強さを物語っている。また、旅行ガイドブックの割合がトップとなっているのは、30代後半以降の方も調査対象としているためである。これを、20代から30代前半で区切ると、トップは旅行情報サイトとなることを補足しておく。

そして、15年度 V I S A 富裕層研究報告書によれば、中国の富裕層は平均年齢が33歳と、アジア太平洋地域で年齢層が最も若いことが明らかになっている。また、中産階級層の中でもニューリッチ (新富裕層) と呼ばれる層のコア年齢は25歳から34歳で、全体の6割を占めていることか

図1 旅行先(国・地域)を決める時に参考にするものは何ですか?



(出所) 日中経済協会北京事務所札幌経済交流室の調査(2015年)により作成

①の目的地ごとの情報提供である。一般的に書店で販売されている観光ガイドブックと同等かそれ以上の情報を無料でダウンロードすることが可能だ。日本であれば、東京、京都、大阪、北海道のように目的地ごとにダウンロードすることが可能である。また、自分の旅行体験を投稿することもでき、いつでもどこでも交通機関を使い、どの観光地に行き、どこで食事をし、何を買い、どのホテルを利用したのかなどの情報がシェア

筆者は仕事柄、インバウンド誘致

FIIT誘致に力を注ぐ 日系会社

減らすことが可能だ。食事を楽しむのに困ることは少ないだろう。特に、個人旅行においては飲食店の選定において現地の情報がわからず苦労するかと思いが、一般ユーザーが投稿した口コミを参考にすれば、はずれを引く可能性もだいぶ減らすことが可能だ。

一向けにクローズイベントを開催

旅行情報サイト

ここでは、インターネットを介した情報媒体の中で最も影響力を持つ、旅行情報サイトについて説明したい。中国人はこれらのサイトのことを「攻

ら、今後は、インターネットの利用に明るい80年、90年代生まれの世代を中国FIITのコア層、つまりは訪日中国人観光客のメインターゲットとするべきであろう。

略」と表現し、「日本攻略」などと銘打ち、世界各国の観光情報を攻略(収集)している。主なサイトとしては、Ctrip、窮遊網、蚂蜂窝などが挙げられるが、使い勝手はそう大きく変わらず、パソコンのほか、モバイルでアプリをダウンロードしての利用も可能だ。主な機能としては、①目的地ごとの情報提供、②時間と場所、観光地、交通、ホテルなど情報を含めた旅行スケジュールの推薦、プランニング、シェア、③チケット、ホテル、ビザ手続き、旅行プランなどのセール販売などがある。特に筆者が驚いたのが、

「非常に快適な旅で、土地感がなくとも何も困ることはない」ということだろうか。筆者が訪れたのが福建省廈門市と台湾ということもあり、旅行情報サイトの情報量や利便性が高かったことは否定しないが、仮に国外へ行ったとしても観光の主目的である、自然、文化、食事を楽しむのに困ることは少ないだろう。特に、個人旅行においては飲食店の選定において現地の情報がわからず苦労するかと思いが、一般ユーザーが投稿した口コミを参考にすれば、はずれを引く可能性もだいぶ減らすことが可能だ。

12年に起こった尖閣諸島問題だ。この事件以降、日中関係は悪化し、訪日中国人旅行者数も相応の影響を受けた。こういった場合、団体旅行者に売り上げの大部分を頼っているホテルは、客室に大きな穴(空室)が空いてしまう。しかしながら、FIITはというと、日中関係の悪化に関係なく日本を訪れてくれたと言うのだ。この動きに危機感を持った企業は、今までインターネットの販売サイトで代理販売していたホテルの客室を、多言語対応した自社のサイトでも予約を可能にするなどの取り組みを始めている。また、FIITのリピーター

表5 日本公館別査証発給件数（在中国7地域）
（2014年度）

地域	件数	割合 (%)
上海総	874,130	30.0
中国大	505,693	18.0
広州総	286,685	10.0
重慶総	110,054	4.0
瀋陽総	101,404	4.0
青島総	71,910	2.0
大連駐	63,116	2.0

(注) 割合は、海外（全世界）の日本大使館および総領事館等において発給したビザ発給件数における割合。

(出所) 外務省発表資料をもとに作成

するなど、顧客をセグメント化した取り組みなども見られる。

INA END インバウンド誘致に求められること

ここまで紹介したインバウンド誘致に関する効果が高い旅行情報サイトに對して、誘致する側として何らかのアクションが必要であることは明確であろう。具体的には、旅行情報サイトに對し、①観光情報の提供、②旅行体験記の投稿、③サイトとの共同企画などが挙げられる。インバウンドに関わる者としては、投稿されている旅行記を分析し、旅行者のニーズを理解するとともに、投稿の

少ない地域の情報を積極的に発信する必要がある。これにより、観光周遊ルートの拡大、ひいては国が政策として掲げる地方創生も望めるはずだ。また、ショッピングで利用可能な割引クーポンの提供をはじめ、観光施設の入場券を特別価格で販売するなどの動きも必要と考える。

INA END 訪日中国人観光客は内陸部へ拡大

00年、北京、上海、広州限定ながら団体観光ビザの発給が開始され、団体観光ビザの中国全土解禁が05年、その後、09年、10年と個人ビザの発給開始、要件緩和などがなされ、05年に65万人だった訪日中国人観光客は、15年に499万人と、この10年で約7.6倍まで増えた（表5）。中国は依然として沿岸部と内陸部による経済発展の差、つまりは所得水準の差が大きいのが実情であるが、内陸部も確実に経済成長を続け、所得も年々増加を続けている。それを象徴するように、今年の2月には格安航空会社（LCC）の春秋航空日本が、同社にとって初の国際線となる成田—武漢線（週3便）、成田—重慶線（週4便）の運航を開始した。武漢、重慶とも成田発着の

LCC便としては初の乗り入れである。また、武漢が省都である湖北省のGDPおよび1人当たりGDPは、訪日外国人観光客数第5位のタイを上回っており、中国の1省だけでASEANの主要国を凌いでいる。さらに、広東省、江蘇省、山東省のそれぞれのGDPは、ASEAN最大のインドネシアのGDPをも超えるなど、潜在能力は極めて高い。

INA END まとめ

最初に説明したとおり、訪日観光客の大部分は近隣のアジア諸国・地域が占め、上位4カ国・地域（中国、韓国、台湾、香港）で全体の7割を占めている。パイは少ないものの、オーストラリアなどのように宿泊日数が比較的長く、多くのお金を落とす日させるべきという意見もあると思うが、長時間のフライトをかけてまで日本に来るメリットがあるかと思われる。些かに疑問を持たざるを得ない。そのためには、それに見合う観光資源や観光施設が必要であるが、残念ながら高級ホテルなどをはじめとした観光コンテンツが圧倒的に不足しているのが我が国の現状であろう。これらを勘案すれば、近隣

のアジア諸国・地域の観光客をメインターゲットとし、その中で一番の成長市場は中国と筆者は考える。

今後は、内陸部からの訪日中国人観光客の増加も予想され、中国人観光客が我が国に与える経済効果はますます大きくなっていくことだろう。中華圏の春節（旧正月）の連休に合わせて来日している中国人観光客らによる「爆買い」はその代表とも言えるが、最近、その爆買いにも変化が見られる。家電などの購買意欲は依然強いものの、何度も来日するリピーターが増えていることもあって、低価格商品の需要が増大し、客単価は下がる傾向にあるとのことだ。今後は、リピーターを中心に食品や化粧品などの日用品が売れ筋になっていくなどのほか、内需拡大に向けた中国の政策転換、産業高度化による商品選別がより一層進み、インバウンド需要は絶えず変化していくだろう。我々が中国人の趣向を知り、彼らを「攻略」するためには、中国人が使う情報媒体を知り、絶えず情報のアップデートを図っていく必要がある。インバウンド誘致に携わる者としては、これら中国人の趣向をしっかりと捉え、常に変化の波に対応していくことが求められている。

上海華鐘投資コンサルティング有限公司
常務副総経理 能瀬 徹

(2) 顧客への供給責任対策: 会社清算に伴う人員整理は、外商投資企業の場合、地元商務部門より会社の解散・清算認可を取得した直後に行います。しかし、生産型企業の場合、清算期間中に会社の経理処理や納税申告事務を担当するスタッフだけを残して、他の従業員を一気に解雇して直ぐに工場の操業を停止させることができれば、上記の通り、「+0.5～1カ月」程度の「+ a」設定でも従業員を納得させることができますが、顧客への製品供給責任の観点からは、そう簡単には行かないのが現実です。つまり、手許の製品在庫を販売するだけで供給責任を果たせるかどうかは、会社を清算予定であることを顧客に伝えて、製品の継続供給を要する期間について顧客に具体的に打診してみない限りは判断ができず、また、顧客にこれを打診すれば、その情報が自社内に伝わることは必至である為、製品供給責任対策を講じるうえでは、同時に従業員向けにも会社清算の事実を公示せざるを得ないという訳です。この場合、「+2～3カ月」程度のインセンティブとしての「+ a」支給を条件として提示して、会社が要求する期間まで会社に残って工場の操業維持に協力するよう従業員側に要請することになります。製品供給責任期間のめどが立つまで正常操業を続ける必要があることから、会社清算申請も出せなくなる訳ですが、労使関係の良し悪しにより、場合によっては、会社残留と引き換えに「+ a」の更なる積み増しを要求されるケースもあり得ます。ゆえに、中国国内の関係会社からの製品代替供給、日本本社からの輸入といった工場操業のバックアップ策を持って従業員との交渉に臨まないと、会社の「弱み」をカバーできる交渉カードが無いままでは、「+ a」が際限なく吊り上げて行く可能性も考えられます。

3. 持分譲渡による撤退と人員整理

(1) 従業員向け説明と十分な意見聴取: 会社における日本本社の出資持分を他社に100%譲渡して会社経営から撤退する場合、「労働契約法」第33条に「雇用単位の名称、法定代表者、主要責任者又は出資者等の事項の変更は、労働契約の履行には影響しない。」と規定されている通り、従業員との現行の労働契約は、新出資者の下で従来通りの条件で履行されることとなります。しかしながら、従業員がこの理屈なり法律規定を必ずしも理解している訳ではないので、持分譲渡の背景、現行労働契約の保護及び法律背景、新出資者の経営方針等を新出資者も立ち会ひの下で従業員によく説明して、従業員との間で質疑応答や意見交流を十分に行わないと、持分譲渡に伴って人員整理が行われるかもしれないとの憶測に反発して労働争議やストライキが起きることもなりかねません。

(2) リストラ: 新出資者が持分を買収する条件として余剰人員の削減を要求する場合があります。この場合の人員削減は、以下を根拠として、会社は存続したまま一部の従業員との労働契約を会社都合で「解除」することによって行われます。

【法律根拠】「労働契約法」第41条

以下の状況のいずれかにあり、20人以上の人員を削減するか又は20人未満であるが企業従業員総数の10%以上を削減する必要がある場合、雇用単位は30日前までに労働組合又は全従業員に対して状況を説明し、労働組合又は従業員の意見を聴取した後、人員削減案を労働行政部門に届け出て、人員を削減する事ができる。

- (一) 企業破産法の規定に基づき再編される場合
- (二) 生産経営に深刻な困難が発生した場合
- (三) 企業の業種転換、重大な技術革新又は経営方式の調整により、労働契約変更後も依然として人員削減が必要な場合
- (四) その他の労働契約締結時に根拠とされた客観的経済状況に重大な変化が生じ、労働契約が履行できない場合

しかし、労働契約「解除」とは会社側から一方的に労働契約を期限途中で打ち切ることを意味し、上記のリストラ可能要件への該当可否があいまいなままリストラを断行すれば、不当解雇として集団性労働争議に発展する可能性もあるという点で、労働契約「終止」とは大きく異なります。ゆえに、例えば、「(二) 生産経営に深刻な困難が発生した場合」とは、一般的に三期連続赤字である場合等が該当しますが、たとえその状況にある場合でもリスクが完全に排除される訳ではないので、リストラも法的には可能であることを前提としながらも、「労働契約法」第41条を根拠とする契約「解除」はできるだけ避けて、「N+ a」の「+ a」部分に「+2～3カ月分」等のインセンティブを設定することで、労働契約「解除」に対する同意を各従業員から取り付ける方向に誘導することでリスク回避を図ることが重要となります。この場合の契約「解除」の法的根拠は「労働契約法」第36条（「雇用単位と労働者は協議合意により労働契約を解除する事ができる。」）です。さらに、「労働契約法」第41条の状況に非該当の状況下で人員削減を実施せざるを得ない場合には、「+ a」のインセンティブをさらに厚くして希望退職を募り、希望退職に応じた従業員との労働契約を「労働契約法」第36条を根拠として「解除」する方法も考えられます。



会社撤退時の人員整理に伴う労務問題

Q 弊社は 1995 年に設立された日本企業 100% 出資の生産型企業です。食品原料を生産して、日本本社向けの輸出と中国国内の食品メーカー向け販売を行って来ましたが、円安による輸出競争力の低下、中国国内市場の競争激化を受け、中国からの撤退を検討しています。撤退には人員整理を伴うこととなりますが、撤退時に考慮すべき労務問題とその回避策について教えてください。

A 撤退方法としては、会社清算または持分譲渡のいずれかによることとなりますが、人員整理の実施に当たっては、違法解雇として集団で労働仲裁を起こされないようにすることが重要であり、それぞれ根拠となる法律規定を踏まえて、具体的な進め方等を事前に良く検討する必要があります。以下に事前検討時のポイントを解説します。

1. 経済補償金の支給について

(1) 経済補償金の支給基準: 以下に説明する人員整理の実施において、経済補償金の支給が必要になることは全ての人員整理パターンでの共通事項です。経済補償金は以下の法律根拠に従い「勤続年数×給与」にて計算します。これが法律上の最低限の支給基準です(以下、「法定基準」)。以下の法律根拠中という「給与」とは賞与と残業代を含む直近1年間の給与総支給額の月額平均のことを意味し、個人所得税控除前、社会保険の個人負担分控除前のいわゆる額面給与が基準となります。また、経済補償金支給額の上限値の計算基準としての「地元前年度従業員平均月給」は、2015年の数値が公表される前の時点では14年のものが適用され、例えば、上海市では5,451元、北京市では6,463元です。ただし、この上限値は08年1月1日の「労働契約法」施行以前には存在しなかった為、07年12月31日以前の勤続年数分には適用されません。ゆえに、例えば、93年から上海市所在の会社で勤務している給与2万円の社員を解雇する場合、08年以降の勤続年数分については、5,451元の3倍額である1万6,353元が給与の上限となりますが、07年以前の勤続年数分に対応する経済補償金額は2万円×15年=30万円となります。

【法律根拠】「労働契約法」第47条

経済補償は労働者の当該単位での勤続年数に基づき、満1年毎に1カ月分の給与を基準にて労働者に支払う。6カ月以上1年未満の場合は1年として計算する。6カ月未満の場合は、労働者に半月分の給与の経済補償を支払う。

労働者の月給が雇用単位所在地の直轄市、区のある市級人民政府が公布する地元前年度従業員平均月給の3倍を上回る場合、その支払われる経済補償の基準は従業員平均月給の3倍の金額で支給され、その支払われる経済補償の年限は最高で12年を超えないものとする。

本条にて称する月給とは労働者の労働契約解除又は終了前の12カ月の平均給与を指す。

(2) 経済補償金支給に関わる留意点: 経済補償金の支給額は「N+a」という形で表現され、上記「法定基準」は「N」に当たりますが、「N」の支給以外に「+a」を設定することにより過去の瑕疵事項を補填する場合があります。ここでいう瑕疵事項とは、社会保険の納付基数の意図的な圧縮、残業代の計算不備等、法律規定に合わない扱いのことを指します。これらの瑕疵事項が存在する場合には、人員整理の実施に際して従業員側から補填要求が出される可能性が高く、残業代の計算不備については、各地の規定を踏まえて補填範囲を従業員側と協議する余地もありますが、社会保険の納付基数の圧縮については、明らかな規定違反であり争う余地が無い為、要求が出された場合には、「+a」を支給してこれを補填せざるを得ません。なお、「地元前年度従業員平均月給」の3倍額の12カ月分までは経済補償金に対して個人所得税が免税となるので、「N」だけでなく「+a」も含めて全額を経済補償金という名目で支給した方が従業員にとって有利になります。

2. 会社清算による撤退時の人員整理

(1) 会社清算に伴う人員整理の法律根拠: この場合の法律根拠は、「労働契約法」第44条に規定された労働契約「終止」要件のうちの第5項「雇用単位が期間満了前に解散を決めた場合」です。労働契約「終止」とは、労働契約期限満了、会社解散等、「労働契約法」第44条の労働契約「終止」要件の発生により、労働契約そのものが効力を失うことを意味し、不当解雇として争議になるリスクが低いという点で後述する労働契約「解除」とは大きく異なります。ゆえに、円満解雇となるよう実務的には各従業員との間で協議書を取り交わして解雇に対する同意を取り付けますが、法律的には一方的な通知のみでも労働契約「終止」は問題無く成立します。経済補償金についても、上述した瑕疵事項や後述する顧客への供給責任の問題が無ければ、「N+a」の「+a」部分は、例えば、「+0.5~1カ月」の気持ち程度の金額を設定することでも、従業員は異議を唱えようがありません。

情報クリップ

2016年2月

■ 2/5 2015年度「日中経済交流検討会議」第4回会議を開催

15年度から始まった「日中経済交流検討会議」の第4回会議を開催。森・濱田松本法律事務所・射手矢好雄弁護士から「2016年に注目すべきビジネス法務」、デロイトトーマツ合同会社中国室・三浦智志室長から「2016年に注目すべき中国ビジネス税務課題」と題し、中国ビジネスの法務と税務課題について紹介。続いて参加企業による意見交換・質疑応答を行った。

■ 2/18 北京市投資促進局一行が来会

北京市投資促進局于燕副局長一行3人が、今後の当協会との協力深化に向けた意見交換を目的に来会。同局とは、2015年に都内で2回の投資説明会を開催するなど、密接な協力関係にある。同局は現在、北京市企業の対外投資支援も重視しており、重点投資分野やインキュベーション施設に係る関連政策についての紹介を受けた。

■ 2/19 正副会長・常任理事懇談会を開催

正副会長・常任理事の参加のもと、3月開催の理事会において策定する新年度事業計画の重点や最近の日中関係の情勢等について意見交換を行った。当協会事業についての提案や中国経済の見方等について意見が寄せられた。



■ 2/23 中国国家電網公司日本事務所を岡本理事長が訪問

中国国家電網公司日本事務所・趙守和所長の要請を受け、岡本理事長他は同事務所を訪問し、日中両国の電力事情、2050年を目指した同社の「国際超高压(UHV)送電ネットワーク」構想などについて意見交換を行った。

■ 2/24～26 深圳市投資推進広署と「深圳市ロボット産業投資説明会」開催協力について協議

西嶺事業開発部プロジェクト担当部長が深圳市を訪問し、4月25日に東京で開催予定の「深圳市ロボット産業投資説明会」および当協会とのその他協力事業について、深圳市投資推進広署責任者と協議した。

■ 2/24～27 深圳スマートシティ・セミナー訪中団を派遣

深圳市坪山新区で開催されたスマートシティに関する日中間セミナーおよび「中日英スマートシティ産業発展サミット論壇」(主催:益田集団)に参加。セミナーでは、モデルプロジェクトの形成に向け、スマートシティ建設の方向性、課題等について意見交換し

た。論壇では、政府や企業関係者、専門家がスマートシティ建設の将来、技術的進歩、TOD等について基調報告を行ったほか、成果および課題に関する討論が行われた。



論壇における各種協力覚書の調印式

■ 2/25 政策委員会を開催

政策委員の参加のもと、当協会の新年度事業計画の重点について生田専務理事から説明し、最近の日中の経済情勢等について岡本理事長から報告した。政策委員からは中国ビジネスの現状と課題について意見・要望などが寄せられた。



■ 2/26 日中省エネルギー・環境ビジネス推進協議会(JC-BASE)幹事会実務担当者・連絡会メンバー会議を開催

日中省エネルギー・環境ビジネス推進協議会(JC-BASE)の幹事会実務担当者・連絡会メンバーが一堂に会し、JC-BASEのこれまでの活動状況と今後の日中省エネルギー・環境総合フォーラムの方向性、JC-BASEの運営について意見交換を行った。また、2016年1～2月にかけて実施した「省エネ・環境分野の対中ビジネスに関するアンケート」集計結果が紹介された(アンケート結果は当協会のウェブサイトに掲載)。



JCNDA NEWS

2016年2月の日中東北開発協会の活動から

■ 2/5 NPO北東アジア輸送回廊ネットワーク第6回研究フォーラムに参加

掲題フォーラムが都内にて開催され、当協会後藤事務局長が参加。「中国経済の概況と日本企業の対中ビジネス、中国東北部での日中経済協力」と題して、三菱東京UFJ銀行中国室・田辺智彦副室長が講演した。

■ 2/29 吉林省経済技術合作局・運副局長一行が来会

吉林省経済技術合作局・運副局長一行4人が来会、生田理事長ほかが対応し、同省の今後の経済交流活動、日中経済協力会議等について幅広く意見交換を行った。



2016年5月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

- ① 2016年全人代分析—13・5計画解説
- ② 創新と改革のフロンティア・深圳

編集後記

対中直接投資額は重要な統計データの一つであるが、中国商務部の2月の定例記者会見では、1月分の実績額が従来と違い人民元ベースだけの発表だった。後ドルベースでも見つけることができたが、そもそも世界各国・地域別の実績額一覧表が2015年第1四半期分から見つからない。本号特集は、各種データが語る中国経済の実相を探るという企画だが、執筆された専門家には中国の統計データの捉え方、分析の仕方を惜しげもなく示していただいたので、気を取り直してデータ分析に挑戦したい。(石井)

＊購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション
 東京官書普及株式会社 通信販売課
 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2
 TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670
 下記ホームページからもお申し込みになれます。
 URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

日中経協ジャーナル

2016年4月号(通巻第267号)平成28年3月25日発行

発行人 十川美香 今村健二

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル8階

TEL. 03-5511-2511 FAX. 03-5511-2519

大阪 〒540-0029 大阪府中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2016

デザイン・印刷 株式会社リプロ TEL. 03-5625-5700

＊当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税(送料共) ISBN: 978-4-88880-231-4 C2033

変化する中国経済を基本から理解するための図表を中心としたデータ集

中国経済 データハンドブック

China Economic Data Handbook

2015年版

対中ビジネス企画の必需品

1992年発刊以来、対中ビジネスを担う日本企業の戦略スタッフの必携書という評価をいただいています。
15年版は各項目とも最新のデータを追加。組織人事、重要決定(概要)、高齢化対応のページも充実しました。

A4判172ページ・本文2色刷・一般財団法人日中経済協会 2015年9月29日発行
定価 本体4,000円(税別) / 会員価格 本体3,000円(税別)
ISBN978-4-88880-223-9

(主な内容)

- I 概況 政治・経済基本データ一覧、一級行政区概況、人口、主要都市の月別平均気温と年間降水量、祝祭日と記念日
- II 政治体制 政治機構図、中央組織人事、國務院組織人事、共産党の党大会及び中央委員会全体会議の開催状況、全国人民代表大会の開催状況、国家指導者及び対外経済関係部門指導者の略歴、地方人事、主要経済関連政府機関組織人事
- III 2014年の経済
- IV 2015年の経済
- V 第12次五カ年計画他 第12次五カ年計画の概要、改革の全面深化の決定(概要)、依法治国の全面推進の決定(概要)、中国製造2025(概要)
- VI 国内経済 国内総生産と国内総支出、中国の経済成長とトピッ

- クス、日本・中国・米国の主要指標比較、農業、工業、商業、中国の企業、エネルギー、運輸・通信、固定資産投資、労働・賃金、物価、財政・金融、省エネルギー・環境保護、高齢化対応
- VII 地域経済 省・直轄市・自治区経済データ、主要都市経済データ、東・中・西・東北地区経済指標比較、投資誘致地区の種類と概要、各種開発区・税関特殊監督管理区域名称一覧、新型都市化
- VIII 対外経済 貿易、投資、国際収支
- IX 日中経済 貿易、直接投資、日本の対中経済協力、日中長期貿易取決め(LT)契約状況、邦銀の中国支店・現地法人、在留邦人数
- X 法制度 中国の法令類、中国の主要法令一覧
- XI 巻末 日中政府間協定等、日中基本四文書等、中国関係大事記、在日本中国経済関係機関連絡先など



日中経協ならではの
信頼のデータ集
全国の書店にて
好評発売中!

●ご購入は下記にお申し込みください。
東京官書普及株式会社 通信販売課
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2
Tel.03-3292-3701 Fax.03-3292-1670
下記ホームページからお申し込みになります。
URL <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

●最寄りの書店、政府刊行物東京サービス・ステーションでもご購入できます。

●海外から注文し、日本での決済をご希望の方は下記にお申し込みください。

株式会社 OCS 購読管理課
Tel.(03)5476-8131
Fax.(03)3453-8192

●中国でのご購入は下記書店に直接お問い合わせください。

中国日本書籍センター
上海市武定路555号
Tel/Fax(021)6267-9807
中国国貨書店
上海市延安西路2201号国際貿易中心
Tel/Fax(021)5257-0578

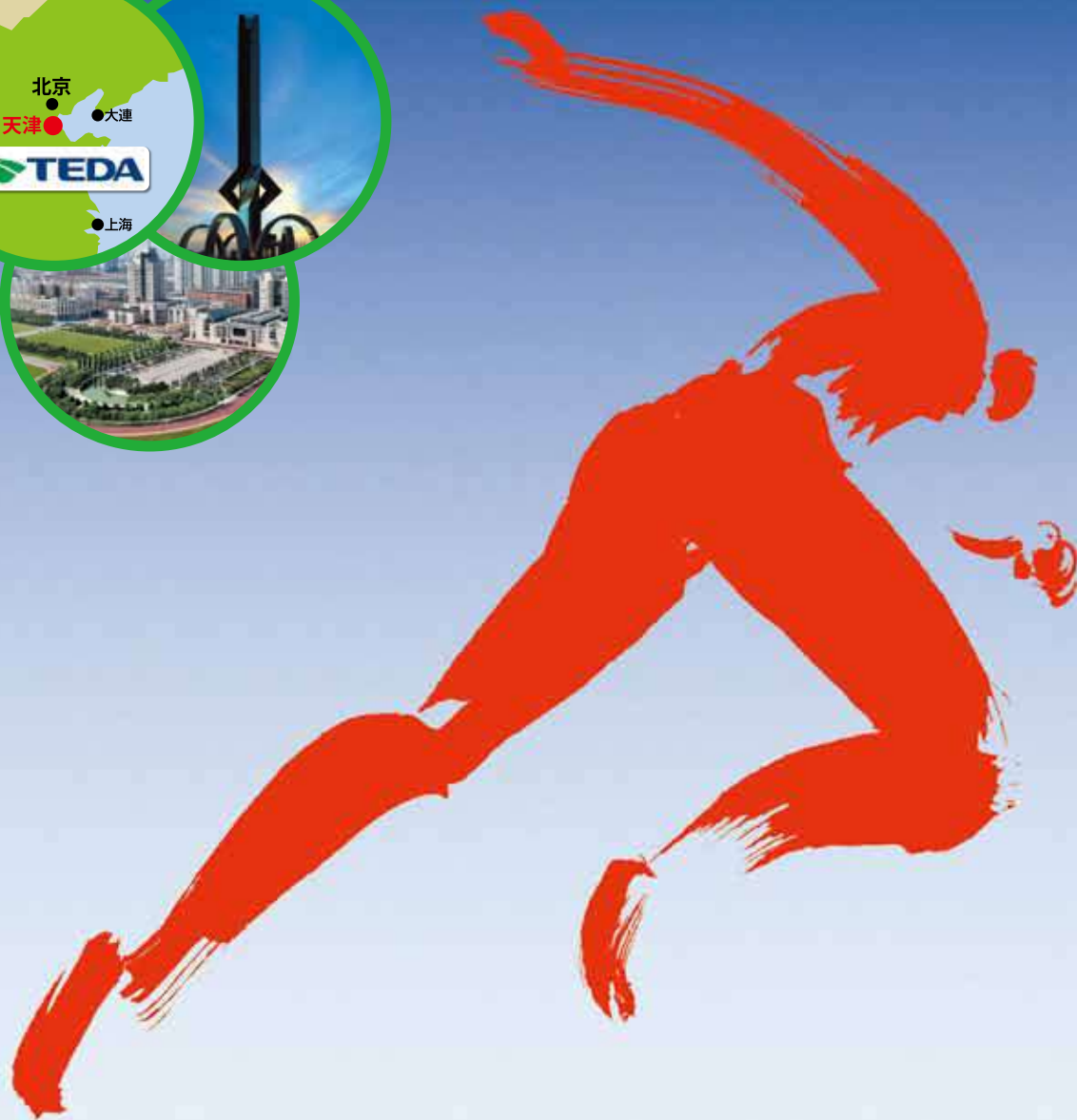
中国匯豊書店
上海市浦東新区陸家嘴環路1000号匯豊大厦2階
Tel/Fax(021)6841-4865
中国美濃書店
上海市古北新区栄華東道126号下座1楼
Tel/Fax(021)3223-0243

※賛助会員は会員価格でお求めになりますので日中経済協会総務部までご連絡ください。Tel.03-5511-2511 Fax.03-5511-2519

世界の企業よ、TEDAへ。

すでに日系企業439社が、TEDAに進出しています。
これからの中国市場ビジネスを
北京隣接のTEDA(天津経済技術開発区)で。

天津は世界有数の国際貿易港です。



世界拠点。

中国、そして世界へのスタートは、ここから始まる。

天津経済技術開発区 日本事務所 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階 Tel. 03-3221-8298 E-mail: hanyr@tedajp.com / doymas@tedajp.com

<http://jp.teda.gov.cn/>

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION